あかりテラス の
相続ハンドブック



「相続」は、必ず、誰にでも訪れること。
あなたはどんな人生の締めくくり方をしますか？
相続の悩みを解決するためにまとめた一冊です。

司法書士法人・行政書士
あかりテラス

ごあいさつ

～あなたの未来を明るく照らす～

このハンドブックを手に取ってくださり、ありがとうございます。

相続・事業承継の総合相談窓口あかりテラス　代表の宮村和哉と申します。私どもは、相続・事業承継の専門の法人です。皆様の相続や事業承継のお悩みを解決するサポートさせていただきます。
そもそも「相続」や「事業承継」というのは、どのようなモノでしょうか？ 単に「財産や事業を承継する」ことでしょうか？ そこにはその人が生きてきた「人生」があるのです。「一人ひとり違う。すべての人生が素晴らしい。私だけのたった一つの人生」。そこにはその人の人生だったからこその、大切な人へ「伝えたい想い」があるのです。

「人の幸せの役に立つこと」が私たちあかりテラスの社員全員の共通の目的です。

私たちが最も大切にしていること「感謝される相続にしよう」「感謝される事業承継にしよう」。
私たちの商品は「安心」です。この「安心」という形のない商品を扱っています。そして、この目に見えない「安心」という商品を扱うには、社員一人ひとりが「信頼されるべき人間」であり、「信用されている企業」でなければその資格はないと考えます。人との関わり合いの中で、「愛」を持って関わり、「感謝」の気持ちを忘れず、「謙虚」に勤勉に励み、「素直」に学び続ける。

社員を、お客様を、地域を、社会を幸せにする企業であり続けることをここに宣言します。

～明かりを照らすように～



司法書士法人・行政書士
あかりテラス
代表　宮村和哉

会社概要

会社名	司法書士法人・行政書士　あかりテラス
代表	宮村和哉
所在地	熊本県熊本市東区御領 2-28-14 大森ビルテナント 203
TEL	096－285 － 6841
FAX	096－285 － 6941
URL	http://www.office-miyamura.com
設立	2014 年 1 月
事業内容	相続対策　事業承継対策

このハンドブックを見て、相談予約をした方には、
初回無料で「相談・提案・お見積」をプレゼントいたします。
あなたの大切な人に想いが届きますようお手伝いさせていただきます。

目 次

はじめに 2

私たちが相続に想うこと

1. 相続人は誰？ 相続財産の調査はどうする？ 3

2. 相続税と贈与税の基礎知識 7

3. 相続対策の大きなポイント 12

4. 相続したくないなら？（相続放棄） 16

5. 遺言書は家族のために残すもの。
遺言書は家族に何を伝えるものでしょうか？ 20

6. 賢い生前贈与とは？ 27

7. ご存知ですか？ こんなに使える生命保険の活用の仕方 30

8. 事業承継 33

9. 家族信託を使った相続対策 36

10. 遺産の分け方（遺産分割） 38

11. 相続登記はお済みですか？ 41

12. 調停・審判とは？ 44

13. 遺言執行 ～遺言を確実に実行してもらうために～ 47

14. 相続法の改正でここが変わる。こう変わる。 50

私たちが相続に想うこと

はじめに

まず、はじめに本書を手に取っていただき誠にありがとうございます。あなたは、相続についてどのようなイメージをお持ちですか？「死ぬこと」「死んだ後の事」「争い」「面倒」「財産分け」「相続税」などなど .... ネガティブなイメージですか？ それとも「感謝」「思いやり」「愛」「生きた証」「想いを受け継ぐこと」「生き方」「家訓」「人生」などなど ... ポジティブなイメージですか？

民法では、「人が死んだときにその人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と、規定されています。確かに財産は、引き継がれます。しかし、それだけではありませんね。親から学んだことや、教えてくれたこと、生き方、そして、命そのもの。こういった「形のない財産」も相続財産ではないでしょうか？

相続のトラブルは増え続けている

相続のトラブルは、年々増加していることをご存知でしょうか？ トラブルをきっかけに、相続人の間での縁が切れてしまったり、資産を失ってしまったりしてしまうご家庭があります。一方で、円満な相続をすることができ、亡くなられた方に感謝し、きちんと財産を承継していくご家庭もあります。相続という同じ出来事において、うまくいく家庭とうまくいかない家庭がある。なぜ、そのようなことが起こるのでしょうか？

答えは、「情報」を知らないからです。相続という出来事は、ほとんどの人にとって、一生にそう何度も起こるものではありません。しかし、失敗してしまうと取り返しのつかないことになってしまう。だからこそ、きちんと準備をしておくことが大切なのです。誰だって相続を失敗したくはないでしょう。それでもぶっつけ本番で相続しますか？

相続の準備はメリットだらけ

相続の準備は、実はすべての人に必要なことです。財産が少ないから、仲がいいから、そんな家族でも相続トラブルは起きているのです。そもそも、相続の準備をするのに何もデメリットはありません。相続はきちんと準備すれば、様々なメリットが作れるのです。もし一つだけ注意をすることといえば、誰に相談するか？ということくらいでしょうか。相続は 100 人いれば 100 通りの相続の準備が必要です。つまりオーダーメイド。経験や、十分な知識が必要です。当事務所は、相続に力を入れている事務所です。安心してご相談ください。

明るい円満な相続のために

さあ、それでは明るい円満な相続を実現するために、当事務所のパンフレットを読み進めてください。きっと、あなたのお役に立てる情報が見つかるはず。あなたは、どんな相続を望みますか？ そして、わからない部分や、もっと知りたい部分をチェックしておいてください。あなたとお会いできる日を楽しみにしています。お役に立つことを約束します。

1. 相続人は誰？ 相続財産の調査はどうする？

まずはチェックしてみよう！

- 私の相続人は誰になるのか、わからない。
  □YES □NO
- 子どものいない夫婦である。
  □YES □NO
- 相続手続きをずっとしていなかった。
  □YES □NO
- 親の財産がよくわからない。
  □YES □NO
- 相続人が未成年である。
  □YES □NO
- 前妻（前夫）の子がいる。
  □YES □NO
- 相続人が不在、行方不明である。
  □YES □NO
- 相続人の中に認知症の人や意識なく入院している相続人がいる。
  □YES □NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント 「相続」は誰にでもやってくる。

「相続」とは、死亡した人（被相続人といいます）の一切の権利義務を、相続人が承継することです。

相続が開始してまず一番最初にすることは「相続人の確定」と「財産の調査」です。さっそく、誰が相続人になるのか、相続人の優先順位、財産の調査、相続人の調査について説明していきましょう。相続は必ずあなたにもやってきます。

相続人は誰？

亡くなった方の配偶者は常に相続人になります。内縁（＝実質的には夫婦と同様の関係にあるが、婚姻届を提出していない場合）の配偶者には相続権は認められません。

子ども、孫、両親、祖父母、兄弟、姉妹、このうちの誰が相続人となるかは、次の順位に従って決定されます。

（※相続人となるべき者であっても、相続人となるべき者について相続欠格事由がある場合、または相続人の廃除がなされた場合、その者は相続権を失うことになります。）

第１順位

子ども、養子（※1）・胎児（お腹の中の赤ちゃん）を含みます。
認知を受けていない婚外子（※2）は相続人にはなれません。
再婚した場合の連れ子も養子縁組をしなければ相続人になれません。

第２順位

（次ページへ）

第２順位

直系尊属（父母や祖父母など自分から見て上の世代）
養父・養母を含みます。
複数いる場合、親等の近い者が優先します。（父母も祖父母もいるのなら父母が相続人となります。）

第３順位

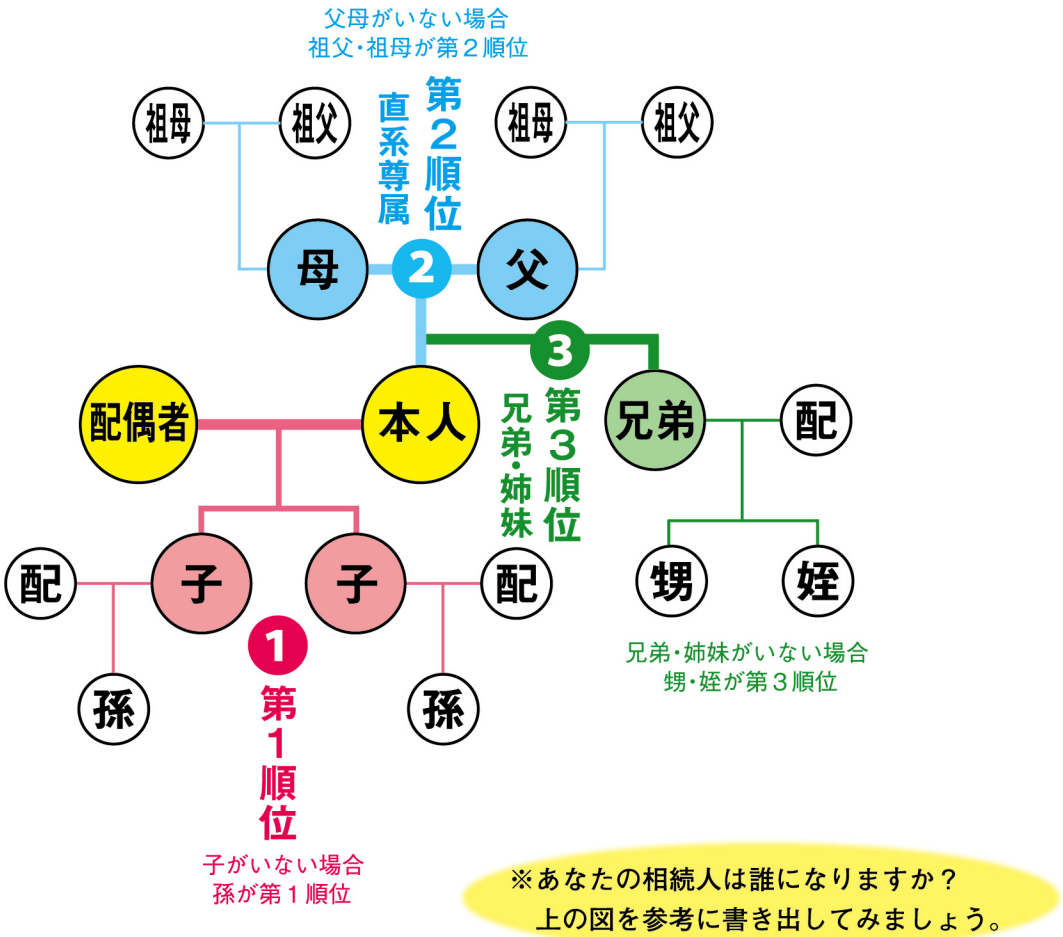
兄弟、姉妹
父母の一方のみが同じ（いわゆる腹違いの兄妹）である場合を含みます。
代襲相続の場合の代襲者を含みます。代襲相続は甥っ子・姪っ子までです。

※1 普通養子は、養親のほか、実親も相続することができます。
※2 被相続人の死亡時までに認知を受けていない場合でも、死後３年間は認知の訴えを提起することができ（民 787 条）、認められれば、相続人となります。

『代襲相続』とは？

代襲相続とは、相続が開始する以前（＝被相続人が死亡する以前／事故などにより同時に死亡した場合も含まれます）に、相続人となるべき者が死亡、相続欠格または相続の廃除のいずれかの原因によりで相続権を失った場合に、その者の直系卑属（その者の子ども）が、その者に代わって同一順位の相続人となり、その者の受けるはずであった相続分を承継する制度を言います。

例えば、被相続人が死亡した時点で、被相続人の子がすでに死亡していた場合でも、その相続人に子供（被相続人から見れば孫）がいる場合には、その孫が被相続人の子が受けるはずであった相続分を承継することになります。



※あなたの相続人は誰になりますか？
上の図を参考に書き出してみましょう。

なぜ相続人を確定しないといけないのか？

遺言書がない場合で、各相続人が遺産を現実に取得するためには、相続人全員の話し合い（遺産分割協議といいます）で何を誰が相続するか話し合わなければなりません。必ず相続人全員で話し合いをしなければなりません。未成年の子どもや、認知症などにより判断能力がない人、海外に出ていたり、音信不通で行方が分からなくても相続人である以上は無視することはできません。仮に、相続人の内の誰かが参加していない状態で遺産分割協議を成立させたとしても、この協議は無効ということになり、再度、一から遺産分割手続きをやり直さなければならないことになってしまいます。ですから、まずは相続人を確定するのです。また、遺言書がある場合でも、以下のような場合には相続人の調査を行う必要があります。

1. 遺留分が問題となる場合 ⟶ **遺留分算定のため**

2. すべての遺産について遺産分割方法の指定がなされていない場合 ⟶ **指定されていない財産について遺産分割のため**

大事！

このように、相続人の調査を行い、その範囲を確定させることは、相続手続きの第一歩であり、非常に重要な手続きです。相続人の調査は、被相続人の出生から死亡に至るまでの身分関係を網羅する戸籍謄本類（戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍）および相続人の戸籍謄本をすべて入手する必要があります。

兄弟姉妹が相続人の場合、上記に加えて、被相続人の父母の出生から死亡に至るまでの身分関係を網羅する戸籍謄本類をすべて入手し、代襲相続が生じている場合には、上記に加えて、被代襲者の出生から死亡に至るまでの身分関係を網羅する戸籍謄本類をすべて入手する必要があります。

戸籍を理解していないといけませんので、非常に大変で難しい作業です。司法書士に任せる方が楽でしょう。

相続財産の調査

次に相続財産の調査をします。そもそもどんな財産を持っていたか、その価値はいくらになるのか？これがわかっていないと、相続手続きを円滑に進めることは難しくなります。そこで必要になるのが「財産調査」と「財産目録」です。財産目録は、被相続人が所有していたすべての財産を一覧にしたもので、たくさんの項目について調査しなければなりません。調査と作成にはかなりの労力が必要になることもあるでしょう。生前に本人に財産目録をつくっておいてもらうと家族は助かりますね。

① 不動産の調査をする場合は、「権利書」や「登記識別情報」または「固定資産税の納付書」などを探してみましょう。それらが見つかれば、その不動産所在地の区役所などの税務課で「名寄帳」を取ってみましょう。被相続人が所有していた土地や建物が分かります。それらが分かれば、法務局に出向き、土地や建物の権利関係が記載された「登記事項証明書」を取得しましょう。

② 預貯金の調査は、まず被相続人の「預金通帳」で行います。預金通帳が見つかったら、被相続人が利用していた金融機関の支店に「預金残高証明書」を発行してもらいます。もしも預金通帳が見つからないような場合は、利用していた可能性のある金融機関に、被相続人の口座の有無を確認する必要があります。被相続人がクレジットカードや通信販売などのサービスを利用していた場合は、それらの利用明細などに、引き落とし口座の手がかりとなる情報が記載されていることもあります。

株式や債券などの有価証券を所有していた場合は、それらを扱っている金融機関や証券会社などに「評価証明書」の発行を依頼しましょう。

③

財産調査のなかで最も難しいのが「借金」の調査です。借金は誰にも知られたくないという思いから、隠している場合があるからです。

まずは被相続人の部屋や大切なものを保管していそうな場所から、契約書やキャッシュカード、利用明細などがないかを調べてみる必要があります。また、クレジット情報などを管理している「個人信用情報機関」（ＪＩＣＣやＣＩＣ等）に対して、被相続人の情報開示を求めることも可能です。

どんな相続財産がありますか？

■財産目録の書き方の例



【財産目録】

平成　年　月　日現在　　平成　年(家)第　号

(不動産)

区分		所在地	評価額	面積(㎡)	利用状況・権利関係等	資料番号
借地権	宅地	××市××町1番2	23,456,789円	300.00	共同住宅敷地	1
土地	宅地	○○市○○町3番4	12,345,678円	200.50	本人の自宅敷地	2
	山林	△△郡△△町5番6	4,000,000円	400.00		3
建物	居宅	○○市○○町3番4	6,000,000円	1階70、2階30	本人の自宅	4
	共要住宅	××市××町1番2	12,000,000円	1階200、2階200	賃貸	5
					登記済権利証(写)(固定資産税通知書(○○町村))	
合計			57,802,467円			

必要書類（入手先）

(その他の資産:現金、預貯金、債権等)

区分		預入先	支店名	種別	口座番号	金額、数量	管理者	※必要書類(入手先)	資料番号
1		JA○○		普通	123456	20,000,000円	申立人(後見人候補者)	通帳・残高証明(金融機関)	6
2		郵便貯金		定期	654321	10,000,000円	〃	〃	7
3		○○銀行	○○支店	普通	123-4567890	20,000,000円	〃	〃	8
4									
5									
合計						50,000,000円			

(生命保険等:※契約者や受取人が本人のもの)

区分	保険会社等	分類	契約者番号	種別	金額、数量	※必要書類(入手先)	資料番号
生命保険	○○生命	証券番号	123-456789	死亡時	500,000,000円	保険証書(保険会社)	9
養老保険	郵便局簡易保険	証券番号	456789	死亡時	3,000,000円	〃	10

(株式、投資信託等)

区分	種別、機関、口座・証券番号等	金額、数量	管理者	※必要書類(入手先)	資料番号
株式	○○○社	1,000株	申立人(後見人候補者)	株券等預かり証(証券会社)	11

(負債)

区分	借入先、借入形態	返済残額	返済方法	※必要書類(入手先)	資料番号
住宅ローン	住宅金融公庫　20,000,000円	15,000,000円	月額○万円○日引き落とし	債務弁済証明書・各種契約書・銀行通帳写し・証書や定義(金融機関)	12
合計		15,000,000円			

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

あなたの相続人は誰ですか？

例　妻と子ども３人。

相続の話し合いはできそうですか？

例　長男を交えて相談に行きたいと考えている。

相続手続きや、今からできる準備について聞いておきたいことはありますか？

例　生前贈与が得か？ 相続が得か？

2. 相続税と贈与税の基礎知識

まずはチェックしてみよう！

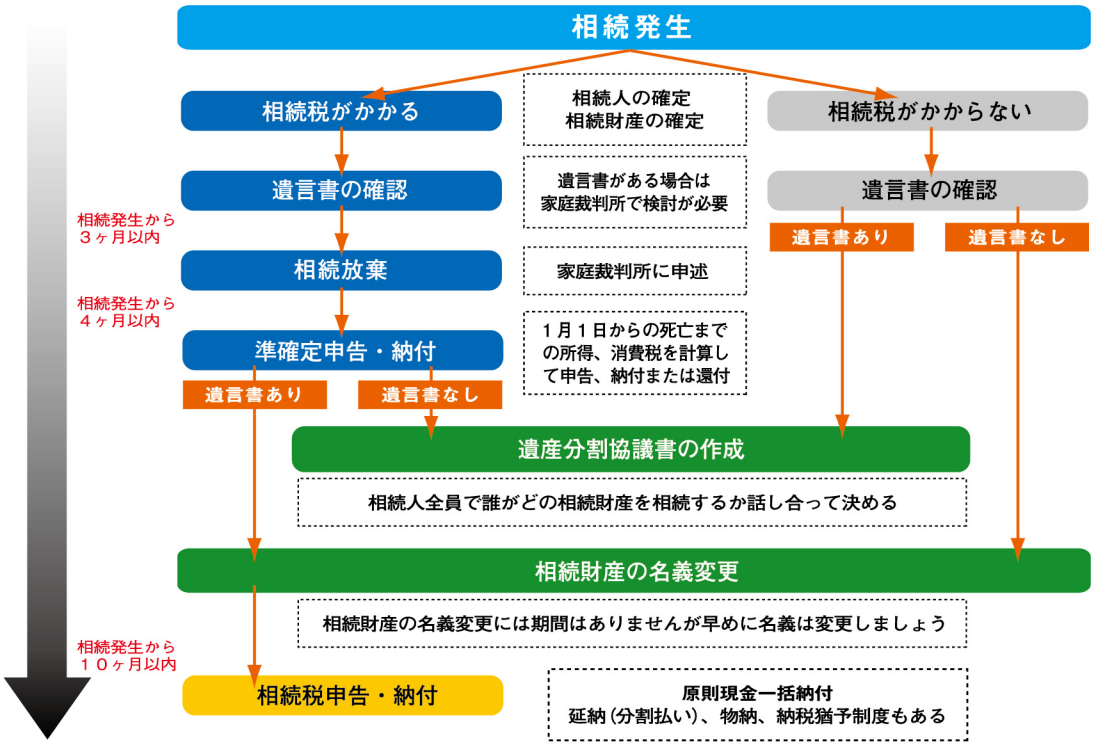
- 相続税がいくらかかるのか知っておきたい。
  □YES　□NO
- 相続と贈与、税金がお得な方法を知りたい。
  □YES　□NO
- 相続税、贈与税の計算方法を知りたい。
  □YES　□NO
- 節税の仕組みについて知りたい。
  □YES　□NO
- 贈与税がいくらかかるか知りたい。
  □YES　□NO
- 相続税と贈与税の違いを知りたい。
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント1　相続税について知ろう！

「相続税」とは亡くなった人の財産をもらったときにかかる税金です。しかし、すべての相続で相続税がかかるわけではありません。では、相続全体の何％の方に相続税がかかっていると思いますか？ 平成 27 年には相続税が増税されました。国税庁によると全体の８％の人に相続税が発生したようです。改正前は相続全体の４％ほどしか相続税がかかっていなかったことを考えると、約 2 倍近く増えていることになります。あなたが築いた大切な資産を上手に家族に承継するために、まずは相続税の基礎から学んでいきましょう！

相続税（相続発生後、申告・納付の流れ）



遺産に係る基礎控除額とは？

遺産に係る基礎控除額は

3000 万円 ＋（600 万円 × 法定相続人の数）

となります。
（※法定相続人についての詳細は 4 ページをご参照ください。）

例

ご夫婦と子供 2 人のご家族でご主人が亡くなって相続が発生した場合は、
妻と子供 2 人の 3 人が法定相続人になります。
3000 万円＋（600 万円 ×3 人）＝4800 万円
が基礎控除額となります。

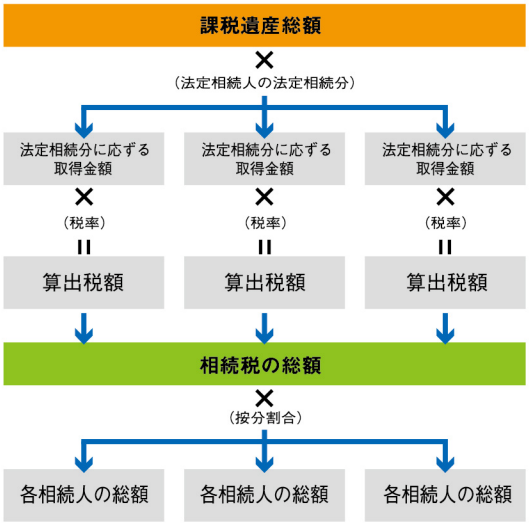
※この基礎控除額を超える額の資産があるかどうかで、相続税がかかるかどうかが決まります。あなたの場合はどうだったでしょうか？

相続税っていくらかかるの？

相続税の計算には

資産の合計額 － 基礎控除額
＝ 課税遺産総額

を計算し、課税遺産総額を法定相続分で取得したと仮定し、相続税の合計額を出します。



例

配偶者と子ども 2 人で、資産の合計額が 1 億円だった場合は、
課税遺産総額の 1/2 × 税率 ＋ 課税遺産総額の 1/4 × 税率 ＋ 課税遺産総額の 1/4 × 税率 ＝ 相続税の総額
となり、
1 億円（資産の合計額）－　4800 万円（基礎控除額）　＝　5200 万円（課税遺産総額）
配偶者　2600 万円（課税遺産総額の 1/2）× 15% － 50 万円 ＝ 340 万円
子 1300 万円（課税遺産総額の 1/4）× 15% － 50 万円 ＝ 145 万円
子 1300 万円（課税遺産総額の 1/4）× 15% － 50 万円 ＝ 145 万円
340 万円 ＋ 145 万円 ＋ 145 万円 ＝ 630 万円（相続税の総額）
630 万円の相続税を実際の相続割合で計算した金額を、それぞれの相続人が支払うことになります。

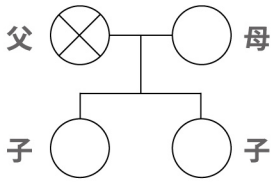
さらに、配偶者が 80%、子どもが 10%ずつ相続したとすると、配偶者にかかる税金は、
630 万円　×　80%　＝　504 万円　－ 1 億 6000 万円 ＝ 0 円
※配偶者は法定相続分に対する税額控除があります。（配偶者の取得した遺産額が 1 億 6000 万円に満たない場合には 1 億 6000 万円）
子にかかる税金は 630 万円　×　10%　＝　63 万円
子にかかる税金は 630 万円　×　10%　＝　63 万円

■相続税の速算表

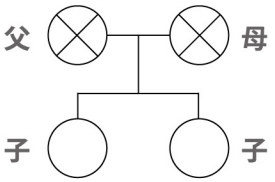
法定相続人の訳得金額	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1000 万円以下	10%	0	10%	0
1000 万円超 3000 万円以下	15%	50 万円	15%	50 万円
3000 万円超 5000 万円以下	20%	200 万円	20%	200 万円
5000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	30%	700 万円
1 億円超 2 億円以下	40%	1700 万円	40%	1700 万円
2 億円超 3 億円以下			45%	2700 万円
3 億円超 6 億円以下	50%	4700 万円	50%	4200 万円
6 億円超			55%	7200 万円

実務コラム

配偶者の税額控除は甘い罠？：配偶者には相続財産が 1 億 6000 万円または、1 億 6000 万円を超えても法定相続分内の額であれば、相続税はかかりません。基礎控除額を越えていても 1 億 6000 万円まではこの制度を利用することで、相続税をかからなくすることができます。しかし、その配偶者が亡くなった時のことを考えてみましょう。配偶者の相続のときは配偶者控除のように大きく控除される制度がないため、相続税がかかってくることになりやすいのです。



一次相続



二次相続

大事！

相続対策を行う際は最初から二次相続のことも考えて相続対策をすると、より効果的な相続対策が期待できます。もし、対策が間に合わず、一次相続が発生してしまえば、大部分を配偶者に相続させて、二次相続（配偶者）で相続対策をするという方法もあるでしょう。しかし、相続対策は時間がかかることもあります。数年～１０年ほどかけて計画的に対策していくのです。ですから、まだまだ元気で若いうちから対策を始めてくださいね。

■相続税の早見表（※単位は万円）

●一次相続

相続財産（課税価格・基礎控除前）	子ども１人	子ども２人	子ども３人	子ども４人
4000 万円	0	0	0	0
5000 万円	40	10	0	0
6000 万円	90	60	30	0
7000 万円	160	113	80	50
8000 万円	235	176	138	100
9000 万円	310	240	200	163
1 億円	385	315	263	225
1 億 2000 万円	580	480	403	350
1 億 4000 万円	780	655	578	500
1 億 6000 万円	1070	860	768	675
1 億 8000 万円	1370	1100	993	900
2 億円	1670	1350	1218	1125

●二次相続

相続財産（課税価格・基礎控除前）	子ども１人	子ども２人	子ども３人	子ども４人
4000 万円	40	0	0	0
5000 万円	160	80	20	0
6000 万円	310	180	120	60
7000 万円	480	320	220	160
8000 万円	680	470	330	260
9000 万円	920	620	480	360
1 億円	1220	770	630	490
1 億 2000 万円	1820	1160	930	790
1 億 4000 万円	2460	1560	1240	1090
1 億 6000 万円	3260	2140	2640	1390
1 億 8000 万円	4060	2740	2040	1720
2 億円	4860	3340	2460	2120

ポイント2　贈与税について知ろう！

「贈与税」は、相続税と違い、生前に財産をもらったときに発生する税金です。贈与税を払うのは、財産をもらった人です。贈与は、無償（つまりタダ）で財産を渡すことです。しかし、もらう方も無償でもらえるわけではないんですね。きちんと、専門家に相談しながら効果的な贈与を計画しましょう。早速、贈与税の基礎から学んでいきましょう。



贈与税の基礎控除額とは？

「贈与」の場合も相続税と同じように基礎控除があります。「基礎控除額を超える贈与」をしたときに贈与税がかかってくるのです。
贈与税の基礎控除額は、
１年間に１１０万円。つまり、１１０万円以下なら贈与税はかかりません。

贈与税っていくらかかるの？

贈与税の計算は

贈与する金額 － １１０万円（年間）× 税率（下の図を参照）－ 控除額　＝　贈与税

となります。

例

２５歳の子どもに土地（２０００万円）を贈与する場合は、
（２０００万 － １１０万）× ４５％ ＝ ８５０．５万 － ２６５万 ＝ ５８５．５万円
が贈与税額となります。

■贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	平成 27 年度 1 月 1 日以降				～平成 26 年度 12 月 31 日まで	
	20 歳以上の子や孫への贈与		その他の贈与（未成年の子や配偶者）			
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	0	10%	0	10%	0
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下			20%	25 万円	20%	25 万円
600 万円以下	20%	30 万円	30%	65 万円	30%	65 万円
1000 万円以下	30%	90 万円	40%	125 万円	40%	125 万円
1500 万円以下	40%	190 万円	45%	175 万円	50%	225 万円
3000 万円以下	45%	265 万円	50%	250 万円		
4500 万円以下	50%	415 万円	55%	400 万円		
4500 万円超	55%	640 万円				

※相続税がかかるか、かからないかの判断は持っている資産の評価、種類、家族構成、どんな相続を得たいかによって大きく違います。あなたの家族にとって一番いい方法を考えましょう。わが家の相続税について気になる方は今すぐ、お電話ください。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

あなたの場合は相続税がかかりそうですか？

例 相続の分け方次第でかからない。

相続税を軽減する特例について興味がありますか？

例 「小規模宅地等の特例」について知りたい。

相続税がかからない場合の相続対策について興味がありますか？

例 相続税より相続争いにしないようにするコツは？

贈与税がかからずに生前贈与する方法について興味がありますか？

例 土地（またはお金）を子ども（孫）にあげたい。

3. 相続対策の大きなポイント

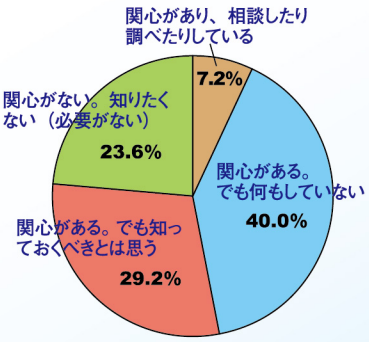
まずはチェックしてみよう！

- 何をすればいいのか一番いい方法を知りたい。 □YES □NO
- 争いなく嫌な思いせずスムーズに相続を進めたい。 □YES □NO
- 事業・会社経営もしている。 □YES □NO
- 配偶者に自宅を遺してあげたい。 □YES □NO
- 不動産が資産の多くの割合を占めている。 □YES □NO
- 少しでも多く資産を遺してあげたい。 □YES □NO
- 資産があるが特にまだ何も対策をしていない。 □YES □NO
- 相続税がいくらかかるのか知りたい。 □YES □NO
- 納税の資金を準備しておきたい。 □YES □NO
- 子どもや孫の資産形成をしておきたい。 □YES □NO
- 自分の財産を有効に運用したい。 □YES □NO
- 生前に贈与しておきたい。 □YES □NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　あなたに合った相続対策はお済みですか？

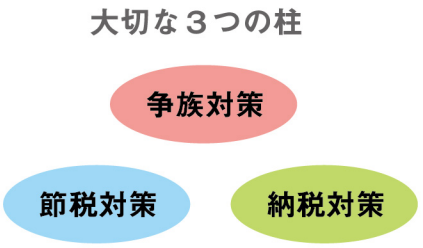
一番重要な相続争い対策：相続争いの70%以上が遺産の額が5000万円以下の家庭で起こっていることを知っていますか? 5000万円以下といえばごくごく一般的な家庭です。「相続争い? うちは大丈夫でしょう」といっていた方が「まさかうちが争いになるとは」となっていることが意外と多いのです。



相続税法改正：平成27年に相続税法改正がありました。改正にともない、相続税がかかる方が大幅に増えると予測されています。一般的に相続時というと富裕層の方が対象と思われがちですが、実際には全体の何%くらいの方が相続税を払っていると思いますか?実は･･･全体の1割に届かないくらいです。改正前は約4 .4%だったことを考えると2倍以上に増えることになります。

あなたに合った相続対策とは?：相続は十人十色。家族の人数、状況、人間関係、財産の額、財産の内訳、過去にあったこと、相続人の生活状況、相続人同士の関係など、様々な状況により最適な対策は変わってきます。あなたに合った相続対策は誰に聞けば良いでしょうか? 司法書士は紛争を未然に防ぐ専門家です。司法書士と一緒に相続対策を考えましょう。

相続対策の３つの柱



実際に相続開始されると被相続人が考えてなかった相続人同士の争い、税金問題、納税問題などのトラブルが発生することがあります。そこで、相続には事前の対策が非常に重要になってきます。事前にしっかり準備しておけばトラブルとは無縁です。事前にできる対策としては大きく３つあります。相続人同士の争いを未然に防ぐ**争族対策**、相続税を安く抑えることができる**節税対策**、相続税を納める現金を用意するための**納税対策**があります。

◎１つ目の柱 → **争族対策**

対策方法 ……… 遺言書の作成、生前贈与、財産の転換、生命保険の活用

効 果 …… 亡くなった後の相続人同士の争いを防ぎ、相続人の良好な関係が保てます。遺産分割がしやすくなり、相続人が納得できる相続が実現できます。
相続の準備をしていたことが家族に感謝され、またその親の姿を子どもたちは覚えており、次の相続も円満になされることが多いです。これも親が残す教訓の一つだと思いませんか？

◎２つ目の柱 → **節税対策**

対策方法 ……… 生前贈与、生命保険の活用、不動産の活用、養子縁組、財産の転換

効 果 …… 生前に財産（または財産の評価）を少なくすることで、相続税を抑えます。より多くの財産を相続人のために残すことができます。
その財産、国に納めますか？それとも家族に残してあげますか？

◎３つ目の柱 → **納税対策**

対策方法 ……… 生前贈与、生命保険の活用

効 果 …… 相続開始後１０ヶ月以内の申告および相続税の納付（現金一括払いの原則）を延滞することなく支払えます。相続税を払う相続人が、事前に納税資金があるとわかっていたらどれだけ安心するでしょうか？

具体的な内容（相続対策の例）

遺言書の作成

争族対策

相続が開始すると、被相続人（亡くなった方）の財産（遺産）の分け方について相続人全員での話し合いが必要となる「遺産分割協議」が発生します。

遺産が住んでいる家だけだった場合、相続人が複数いると平等に分けることができません。誰が相続するか、家を譲る代わりにその分の現金が欲しいなどの争いに発展するケースもあります。また、介護の世話などを引き受けていた相続人にとっては、他の相続人と相続分が同じことに対する不公平感から争いに発展するケースもあります。家族のために残した財産が、かえって家族の争いに発展する原因になるのは避けたいことです。

そのため、自分で責任を持って自分の死後の財産の処分を決め、その内容を「遺言書」に残すことで遺産分割協議の必要がなく、円滑に相続の手続きを進めることができます。

また、遺言書には「付言事項」という形で遺言者の想い（相続人への愛情･感謝）を伝えることができ、遺言者の想いが相続人に伝わり円満な相続にもつながります。

ただし、遺言書を遺したことによって相続争いになることもあります。遺言書を相続人達が読んでいるとき、あなたはこの世にいません。文章がどのような印象を与えるか十分に注意して書く必要があるのです。弁解しようと思ってもできません。また書き方には様々な注意点（厳格な要式を満たすこと）があるのを考慮する必要があります。遺言書はお金をかけても専門家と作りましょう。

生前贈与

争族対策　節税対策　納税対策

「生前贈与」とは、生きているうちに、財産を妻や子供などの相続人に贈与することです。（相続人以外にも贈与は可能）

分割することが難しい不動産などを生前贈与しておくこと、一人の相続人に相続させた場合などは他の相続人への代償分割に備えて預貯金を生前贈与することで、相続人同士の争いを避けることができます。

残す財産を減らしておけば、減らした分相続税がかからなくなり節税にもなります。相続税の納税分を相続人の蓄えとして生前贈与することで、相続開始後の１０か月後以内の相続税の納税に対する心配をする必要もありません。

賃貸物件をお持ちの方は､生前贈与することにより財産を減らすだけでなく､今後の収入は相続人に入っていくことになるので、資産が増えるのを抑え節税対策になります。また、贈与された側にとっては相続税の蓄えとして賃貸の収入を利用できるので納税対策にもなります。

ただし、贈与する場合は贈与税が発生します。贈与に関する様々な制度がありますので、上手く活用して生前贈与を利用しましょう。

生命保険の活用

争族対策　節税対策　納税対策

相続対策として「生命保険」に加入する人が増えています。

例えば、相続財産のほとんどが不動産の場合、不動産は分割できないので相続人の間で不平等が生じます。不動産を引き継がせたい人を受取人とした生命保険に加入しておけば、支払われる死亡保険金で他の相続人に対し｢現金｣を渡してあげることができます。そうすると､他の相続人も納得しやすくなるのです。

生命保険には、相続税の非課税枠が設けられています、非課税枠分が控除され節税対策になります。

相続税は、原則、現金での支払いとなり、相続開始後１０ヶ月以内に申告・納税の義務があります。納税のために不動産売却や資金の借入れをしないといけない事態になるかもしれません。

また、生命保険は様々な契約形態があります。驚くほどの節税効果、そして納税資金を作ることができることもあります。

賃貸物件経営

節税対策　納税対策

土地は更地のままでは評価額が高くなってしまいます。「貸家」を建築した場合、土地は貸家建付地となり、２割程度評価額が下がります。建物の固定資産評価額は建築費のおよそ７割程度になります。建物を建てるだけでも評価が下がりますが、建物が貸家の場合は更におよそ３割程度評価が下がり、節税対策になります。また、一定の要件を満たせば、「小規模宅地等の特例の制度」が利用できます。

賃貸物件の土地は、事業用の土地として２００㎡までは土地の評価額を５０％減額することができます。

養子縁組

争族対策　節税対策

養子も相続人となるので、「養子縁組」をして相続人を増やすことで、相続税の基礎控除額が増え、節税対策になります。また死亡保険金や死亡退職金があった場合はそれらの非課税枠も増えます。

財産の転換

争族対策　節税対策　納税対策

財産が不動産しかない場合で複数の相続人がいる場合は、不動産を分ける事はできず、相続人同士の争いになるケースもあります。争いを防ぐために、不動産を売却して、平等に分けやすい「現金へ転換」しておくことも一つの手段です。また、相続人が自分で家を建てたり、県外で住んでいるので不動産を残しても意味がない場合は、現金へ転換することで相続人に負担を強いることもなく、資産を引き継がすことができます。

土地や建物といった不動産は、現金で持っているよりも相続税評価額を低く評価できます。現金や預貯金などの金融資産を多く持っている人は、評価額の低い不動産を購入することで節税対策になります。例えば、５０００万円の現金は、そのまま５０００万円で評価されるのに対し、５０００万円で土地・家屋を購入すれば、評価が低くなるのでその分節税になります。

また、購入する不動産を「自己居住用」としてではなく、「賃貸用」とすれば更に評価が下がります。その他にも自宅の土地については「親族」が相続すれば、小規模宅地評価の特例を活用し、評価額を下げることができます。

4. 相続したくないなら？（相続放棄）

まずはチェックしてみよう！

- 遺産分割に関わりたくない。
  □YES　□NO
- 被相続人の借金を背負いたくない。
  □YES　□NO
- 特定の相続人に財産を渡したい。
  □YES　□NO
- 相続放棄の手続きが期限に間に合いそうにない。
  □YES　□NO
- 相続放棄した方がいいのかわからない。
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　その相続放棄、大丈夫？

亡くなった方が借金をしていた場合、その借金はどうなるのでしょうか？ だれが返していくのでしょうか？ 借金も、貸した側にとっては立派な権利です。亡くなった方に借金があった場合は、借金を返す義務も相続人に引き継がれます。亡くなった方が知らないところで借金をしていた、保証人になっていた場合など、忘れた頃に巨額な債務請求がなされることもあります。

正式な相続放棄は、裁判所に申述手続きを取らなければいけません。例えば、口頭で相続を放棄する旨を伝えても、債権者には対抗できませんので、債権者は相続放棄したつもりの方にも債務請求をすることができます。

相続放棄をするには、相続が発生したことを知った時から ３ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。その間に相続財産の把握、相続放棄するかどうかの判断、申述をしなければなりません。

あなたの相続放棄は大丈夫ですか？

相続放棄によって得られる効果、注意点、押さえておくべきリスク

効果

遺産相続の手続きに一切関わらなくてよい。
亡くなった方の借金を返済しなくてもいい。
相続放棄をすることで特定の相続人に相続財産を集中させることができる。

注意

裁判所へ申述をする必要がある。
相続の開始を知った時から３ヶ月以内に判断しなければならない。
相続放棄が一度受理されると撤回できない。

リスク

相続放棄をすると、相続放棄した相続人の子や孫も相続できない。

『相続放棄』とは？

相続放棄とは、亡くなった人（被相続人）の財産を一切相続しないことです。つまり相続人にならないことです。相続財産にはプラスの財産（現預金、不動産など）もあれば、マイナスの財産（借金、未払いの税金など）もあります。亡くなった人の財産がプラスよりマイナスが多い場合は、相続放棄の手続きを取ることで相続をしないことができます。相続放棄をすることではじめから相続人ではなくなりますので、相続人間の仲が悪く、遺産分割協議で顔を合わせたくない場合も相続放棄することで遺産分割協議に参加する必要がなくなります。

相続放棄の実践例

●配偶者、両親、兄弟姉妹の相続人が全員放棄する。

被相続人が２００万円の借金を残したまま死亡してしまいました。どこから借入れたのか、借入総額を聞いていなかったため、相続するかどうかの判断ができない状況でしたが、自分たちが借金の肩代わりをする必要もないと考え、相続人は相続放棄を選択することにしました。

しかし、子どもたちが相続放棄をすることで、被相続人の両親・兄弟姉妹・甥姪までをも今回の相続に巻き込んでしまうため、どうしたらよいでしょうか？

子供たちが相続放棄をするにあたって、次順位の相続人となる両親・兄弟姉妹・甥姪に状況の説明をし、了解を取り付ける。

↓

子供たちと配偶者が相続放棄の申述を行う。

↓

子供たちと配偶者の相続放棄が受理された後、次順位の相続人である両親の放棄、その後兄弟姉妹・甥姪６名の相続放棄の申述を行う。

↓

相続人全員の相続放棄の手続が完了

※相続放棄は、放棄後の相続人が誰になるかを考えて行うことが重要です。放棄可能な熟慮期間を考慮したうえで、相続人全員で行いましょう。

●離婚して顔も知らない父の３ヶ月の期間経過後の相続放棄

Ａさんは、母親と再婚した父親との間で育てられたため、自分の本当の父親の顔も見たことがありません。

突然債権者から届いたハガキで自分の本当の父親が亡くなったことを知り、それと同時に借金３００万円を残して死んだことを知りました。４ヶ月前に亡くなったことがハガキに書いてあったことから相続放棄をすることができないのではないかと思い相談に来られました。

相続放棄の熟慮期間は被相続人が亡くなったことを知ってから起算するものとされております。自分が相続開始を知ったことが直前であることにつき、合理的な理由があり、さらに債権者から送られたハガキによって相続開始を知ったという申述書を論理的な文章構成で作成し、家庭裁判所に相続放棄を受理していただくことができました。

実務解説

相続放棄の注意点

相続放棄をすると初めから相続人ではなかったことになりますので、次の順位の相続人（親や兄弟、甥・姪等。※4 ページ参照）が相続することになります。負債が多いために相続放棄をする場合は、次の順位の相続人も相続をしたくありませんから、次の順位の相続人にも相談しながら進めることで、後からもめない相続放棄となります。

相続放棄の手続きは？

相続放棄に必要な書類を集め、申述書を記入して、裁判所に提出します。

相続放棄は、期間が短く必要な書類が何なのかを確認するのも、場合によっては大変な作業です。司法書士は書類の収集から代行してくれますので、確実に放棄をしたいとお考えの場合は、司法書士に相談しましょう。

相続放棄の期限（3 ヶ月）を過ぎてしまった場合は？

親と音信不通になっており、親が亡くなっているのを知らなかった、借金の督促状などの通知が来て、初めて借金の存在を知った時から ３ヶ月以内、財産状況が複雑すぎて、財産の調査が終わらないなどの場合は、３ヶ月を過ぎてしまっていても相続放棄が認められる場合があります。

３ヶ月過ぎてしまってから家庭裁判所への相続放棄申述受理の申し立てを行う場合には、相続開始を知ったときから ３ヶ月を過ぎてしまった「特別な事情」があったことを明らかにする必要があります。

申立の際に、通常の相続放棄申述での提出書類に加えて、詳しい事情を記した上申書や説明資料を提出して、家庭裁判所に申し立てをします。上申書の内容はとても重要な判断材料になるため、慎重に作成する必要があります。正しい主張ができるかどうかで結果も違ってきます。

３ヶ月経過後の相続放棄は司法書士に相談しましょう。

相続放棄の期限（3 ヶ月）を過ぎてしまいそうな場合は？

被相続人の財産調査がなかなか終わらず、３ヶ月の期限内にプラスの財産とマイナスの財産のどちらが多いのか判断がつかない場合もあります。

そのような場合には、家庭裁判所に対し、相続の開始があったことを知った時から ３ヶ月以内と定められている期限を、延長する申し立てができます。これを「相続放棄における熟慮期間の伸長」と言います。

相続財産の調査に時間がかかっている、または、相続をするのか相続を放棄するのか判断するのに時間がかかる場合は、家庭裁判所へ申し立てをしましょう。

相続方法の選択

相続が開始すると相続人は３つの相続方法から選択する必要があります。

①単純承認（全部相続する）

単純承認とは、相続人が被相続人の権利義務を何らの限定なく包括的に承継することをいいます。被相続人に借金などの債務や負債があった場合には，その借金などの負債や債務もすべて，相続人が引き継いでしまうということです。

②限定承認

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務を弁済すべきことを留保して相続の承認をすることをいいます。まずはプラス財産からマイナスの財産を弁済していき、すべて支払ったうえで、プラスの財産が残っていればそれを相続する方法です。

そのため，相続財産のうちで，プラスの財産が多いのかマイナスの財産が多いのかがわからないという場合に有効な手段といえます。

相続開始を知ってから３ヶ月以内に、相続人全員で家庭裁判所に申し立てしなければなりません。

③相続放棄（相続しない）

初めから相続人ではないことになります。プラスの財産もマイナスの財産も相続しない方法です。相続開始を知ってから３ヶ月以内に申し立てしなければなりません。

※相続放棄の取り消し

家庭裁判所に受理された相続放棄を後から取り消すことはできません。ただし、脅迫や詐欺によって相続放棄をしたケースには取り消しが認められるケースもあります。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

あなたがこの相続放棄をする理由は何ですか？

例 借金を払いたくない。

あなたが放棄することに何か心配なことはありますか？

例 借金の請求が来たら何と言えばいいか？

5. 遺言書は家族のために残すもの。遺言書は家族に何を伝えるものでしょうか？

まずはチェックしてみよう！

- 思うように遺産を引き継がせたい。
  □YES　□NO
- お世話になった子どもに多く相続させたい。
  □YES　□NO
- 遺産を円滑に引き継がせたい。
  □YES　□NO
- 残される家族を安心させたい。
  □YES　□NO
- 特定の相続人だけに財産を引き継がせたい。
  □YES　□NO
- 公平に財産を相続させたい。
  □YES　□NO
- 事業承継がある。
  □YES　□NO
- 孫や長男の嫁など法定相続人以外にも財産を相続させたい
  □YES　□NO
- 子どもがいない。
  □YES　□NO
- 相続人が誰もいない。
  □YES　□NO
- 相続人が多い。
  □YES　□NO
- 相続人どうしの仲が悪い。
  □YES　□NO
- 離婚・再婚などで複雑な事情がある。
  □YES　□NO
- 内縁関係の夫（妻）がいる。（婚姻関係にない夫婦）
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント1　遺言制度について知ろう！

「遺言制度」は、遺言者の意思を尊重して生前だけではなく、死後にも自由に処分ができるようにするものです。

遺言者が残した財産（遺産）の行方については、遺言者の意思に基づいて相続が行われるよう、亡くなる前にその意思を形にしたのが「遺言書」になります。

では、実際に遺言書を残している人は、“どのような想い”で遺言書を残しているのでしょうか？

実際に遺言書を残しているお客様の声

- 平等相続の時代。家族代々受け継いだ実家を守ってほしくて書きました。家族が集まれる場所を守ってほしかった。
- 自分の亡くなった後の心配がなくなり、スッキリした。
- 遺言の内容を考えながら、自分の人生の振り返りにもなりました。
- 離婚、再婚して家族関係が複雑なので妻を安心させるために遺言書を作りました。妻も喜んでくれました。
- いつも支えてくれる長女にお礼の気持ちで遺言書を作りました。遺言書を残したことで安心できました。
- 妻や子どもに負担をかけたくない。きちんと財産の整理をしておくのは、親の責任だと思います。
- 普段、照れくさくて伝えられない気持ちを付言事項に書き伝えることにしました。

ポイント2　遺言書は“ラブレター”

「遺言書」を残している人の多くは、残された家族やお世話になった人を想い、遺言書を残しています。

そういう想いから私たちは、遺言書は最後にあなたの意思を伝えるラブレター（贈り物）とも考えています。

あなたが残したラブレターは、どのような効果をもたらすのでしょうか？

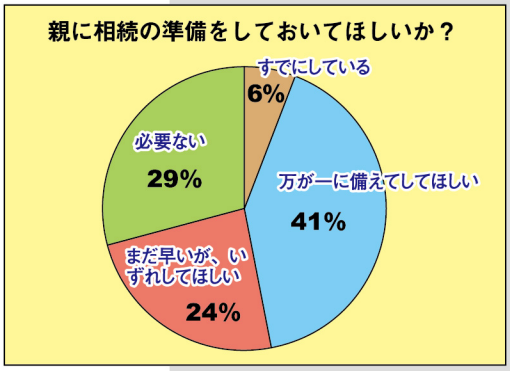
遺言書によって得られる効果

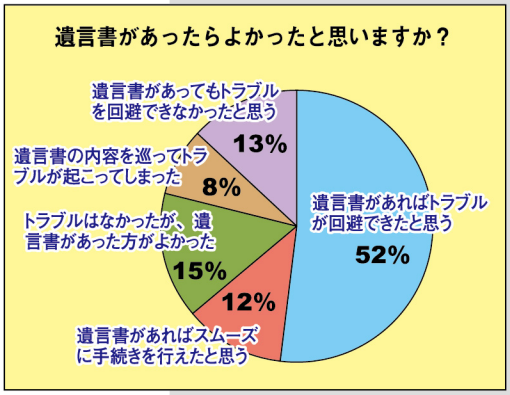
効果

自分の築き上げた財産を、遺言者の意思を尊重して相続させることができる。
子どもの配偶者や孫など、相続人以外のお世話になった人にも財産を渡すことができる。
相続人同士の争いを未然に防ぐことができる。（遺言内容を十分に考慮する必要がある）
相続人全員による遺産分割協議をしなくてよい。相続人に負担をかけなくて済む。
遺産の分け方を遺言者が決めているので、相続人がどのように分けるか悩まなくて済む。
円滑な相続手続きができ、残された相続人の負担を減らすことができる。
最後に自分の想いやお願いを伝えることができる。（付言事項の活用）

※様々な効果をもたらしてくれる遺言書。
あなたも、残される家族やお世話になった人へ、この贈り物（ラブレター）を残しませんか？

遺言書作成についてのアンケートと実態





全国・公正証書遺言の作成件数

平成 22 年	81,984 件
平成 23 年	78,754 件
平成 24 年	88,156 件
平成 25 年	96,020 件
平成 26 年	104,490 件

●親と子の意識の違い　～子どもたちはどう思っているかご存知ですか?～

私たちは、財産を残す側の人ではなく、受け取る側の相続人から相談されることが多くあります。
その中で度々、耳にするお客様の声があります。

■お客様の声

- 親 (または夫) に死後の財産についての話を切り出せない。
- 死ぬ前から財産の話をすると、自分が財産を狙っていると思われそうで話せない。

(コメント)
これを聞くと、まだまだ遺言書がタブー視されていると感じます。しかし、相続の話をすることや遺言書を残すように勧めることは悪いことでしょうか？相続人たちは、どうして親に何らかの対策をしてほしいと思うのでしょうか？家族でもめたくないと思うのは当然のことではないでしょうか？親が亡くなった後に手続きをするのは相続人です。自分たちが争いに発展しないよう、円滑に手続きができるようにしておいてほしいという思いから、親に相続の準備をしておいてほしいと考えている人が多いようです。

■遺言書を残してもらった家族の声

- 遺言書があったので、もめることもなく、遺言書通りに遺産をスムーズに分けることができた。
- 見返りを求めて介護していたわけではないが、母が感謝の気持ちをこめて他の兄弟よりも私に多く遺産を残してくれた。付言事項で感謝の言葉もあり、母の優しさに最後に触れることができた。

(コメント)
遺言書の関心・必要性が高くなり、実際に遺言書を残す人が増えてきています。家族を想うのであれば、遺言書を作成するのは当然のことになります。

事例紹介　遺言書作成　解決事例・実践例

●76歳男性 A さんの場合　～Aさんには、妻･Bさん (68 歳)、長男･Cさん (46 歳)、長女･Dさん (44 歳) の家族がいます～

AさんとBさんは 2 人で暮らしています。Cさんは家庭を築き、他の県で暮らしています。Dさんも家庭を築き、両親が暮らす家から車で 30 分程度のところで暮らしていました。家が近いDさんは両親の家に度々遊びに行っていました。

ある日、AさんはDさんから遺言書の話を持ちかけられました。いきなりそんな話をされたAさんは、自分はまだまだ元気なのに縁起でもない! もしかして財産を狙われているのではと思い、激怒しDさんを帰したそうです。

その日以降、Dさんが家に来ても、その件には触れず、なかったことにして接していました。しばらく経った時に、またDさんが遺言書の話をしてきました。一度喧嘩になっているのにどうして話をしてくるのかとDさんに尋ねたところ、Dさんは残されるBさんを安心させるために遺言書を残してほしいと言うのです。Aさんは、遺言書を残さなくても仲が良いし、必要ないだろうと今まで考えませんでしたが、D さんの「B さんのために」という言葉を聞いて自分でも考えるようになりました。財産は自分たちの家と預貯金約 800 万円、妻が受け取り人の保険が 2000 万円ありました。C さん、D さんはそれぞれ家庭を築き生活をしているので、B さんが 1 人で生活していけるように自宅と老後の資金として預貯金も全て妻に残したいと思い、妻のために遺言書を書こうと思いました。律儀な性格の A さんは遺言書を作成する前に C さん・D さんに遺言書を書くこと、内容について報告しました。

すると、話を持ちかけた D さんは快諾してくれましたが、C さんは言葉をにごし、ちょうど 2 週間後に C さんも帰省して皆で集まる機会があるので、その場で話そうとなりました。帰省してからの話し合いでは、C さんも B さんのために多く財産を残すのは賛成だが、子どもの大学費用などでお金もかかるから少しでも分けてもらえるなら分けて欲しいとのことでした。金額について少々もめましたが、話し合いの結果、貯金 300 万円を C さん・D さんへ、自宅と残りの預貯金 2000 万円の保険金を B さんに分けることで納得してもらい、A さんはその旨の遺言書を作成しました。

A さんは仲が良いから大丈夫だと思ってましたが、相続人それぞれにも家庭の事情や想いがあります。自分が生きている時でさえ、少々もめたのに遺言書を残さず亡くなったら自分の意見が言えない状況で更にもめていたかもしれないと思い、生前に対策できて良かったと安心されました。

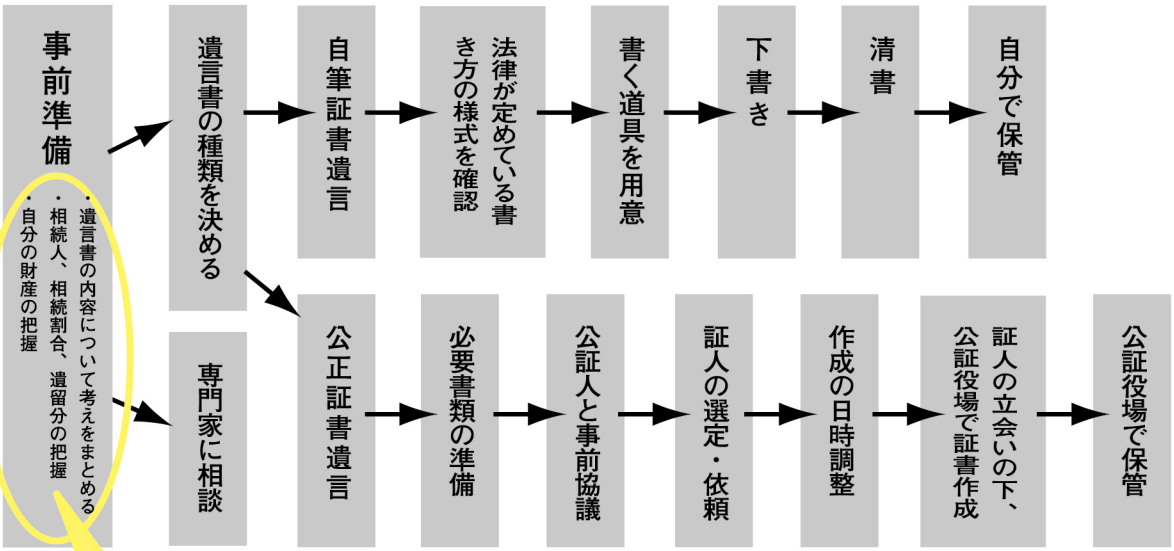
大事！

遺言書には、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の 2 種類あります。あなたにあった遺言書はどちらですか？

遺言書の作成方法は法律で厳格に定められており、指定される以外の方法で残した遺言は無効になります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
概 要	遺言者が、自ら遺言の内容の全文、日付、名前を手書きし、署名の下に押印することにより自筆証書遺言として作成するもの	遺言者が、公証人の面前で遺言の内容を述べ、それに基づいて、公証人が遺言者の真意を正確に文章にまとめ公正証書遺言として作成するもの
メリット	・費用がかからない ・いつでもどこでも書ける ・誰にも知られずに作成できる	・公証人が親身になって相談を受けながら、必要な助言をしたりして，遺言者にとって最善と思われる遺言書の作成ができる ・複雑な内容であっても、法律的に見てきちんと整理した内容の遺言ができる ・方式の不備で遺言が無効になるおそれが無い ・家庭裁判所で検認の手続きが不要 （相続開始後、すぐに遺言の内容を実行できる） ・原本が必ず公証役場に保管されるので破棄、隠匿や改ざんの心配がない ・確実に秘密を守ることができる
デメリット	・内容が複雑な場合は、法律的に見て不備な内容になってしまう危険があり、後に紛争の種を残したり、無効になるおそれがある ・形式が厳格な為、形式の不備で無効になる恐れがある ・家庭裁判所での検認手続が必要 ・破棄、隠匿や改ざんの恐れがある ・全文直筆な為、病気等で字が書けない方は利用できない	・費用がかかる ・証人２人の立会いが必要

■遺言書作成の手続きの流れ



●ワンポイントアドバイス

遺言書の関心、必要性が高くなり、遺言書に関する様々な書籍も出版されています。そのような書籍を利用して自筆証書遺言を作成することができます。しかし、ちょっとした言い回しの違いによって思っていた相続ができなかったり、家族を想って残したものがかえって争いに発展したりするケースがあります。自筆証書遺言を作成する際も専門家のアドバイスを受けながら作成するか、公正証書遺言の作成をオススメします。

遺言書作成費用について

自筆証書遺言の場合

- 基本的にはかからない
- 専門家にサポートしてもらう場合は、専門家の報酬

公正証書遺言の場合

- 公証人手数料（※右記参照）
- 公証人出張・交通費用
  （公証人役場以外で作成する場合）
- 戸籍謄本・登記事項証明書等の取得料
- 証人２人の日当
  （遺言者が自分で手配する場合は不要）
- 専門家の報酬

公証人手数料

財産の価格	公証人手数料
～100 万円以下	5,000 円
～100 万円を超え 200 万円以下	7,000 円
～200 万円を超え 500 万円以下	11,000 円
～500 万円を超え 1000 万円以下	17,000 円
～1000 万円を超え 3000 万円以下	25,000 円
～3000 万円を超え 5000 万円以下	29,000 円
～5000 万円を超え 1 億円以下	43,000 円
～1 億円を超え 3 億円以下	43,000 円に 5000 万円ごとに 13,000 円を加算
～3 億円を超え 10 億円以下	95,000 円に 5000 万円ごとに 11,000 円を加算
～10 億円を超える場合	249,000 円に 5000 万円ごとに 8,000 円を加算
遺言手数料（※財産が 1 億円以下の場合に発生）	11,000 円

※手数料は受取人ごとに算出し、財産の合計が 1 億円以下の場合には遺言手数料が発生します。
※不動産の価格については不動産評価額が基準となります。

ポイント3　鍵は「付言事項」

「付言事項」とは『自宅の土地・建物は○○に相続させる』といった法的な効果を生じる遺言事項に対し、法的な拘束力はありませんが、遺言内容や相続人への感謝などの想い、相続人にしてほしいことなど、最後に遺言者の気持ちを汲みとれる大切な文言のことです。

書く内容、書き方も自由なので、遺言者らしさが出る唯一の部分であり、この付言事項を盛り込むことで遺言者の愛のこもったオリジナルの遺言書が残せます。法的な拘束力はなくても、相続人に何故このように遺言したか？何故この内容にしたか？遺言者の想いが伝わりやすく意思を尊重してくれることが期待できます。付言事項は人生で最後のメッセージになります。遺された方がこのメッセージを読むのはあなたがこの世を去ってから。せっかくの機会ですから大切な方に一言あなたからのメッセージを添えてください。

例

相続財産：家・土地（評価額 2,500 万）、預貯金 500 万円
遺言者の思う相続方法：妻に財産の全てを相続させたい
ここでの注意点：子どもの遺留分（375 万 / 人）が侵害されているので、遺留分減殺請求をされると、妻がその分を子どもに支払わなくてはならない。場合によっては不動産売却になる場合も…

●付言事項の例

妻○○には介護の世話など大変な苦労をかけてしまったが、いつも笑顔で接してくれてありがとう。伝えきれないくらい感謝の気持ちでいっぱいです。年老いた○○には住み慣れた自宅で生活させたい、老後を安心して暮らしてほしいという気持ちで一切の財産を相続させようと考えました。

○○（長男）はやりがいのある仕事にも就き、家庭を築き幸せに暮らしている様子を嬉しく思っています。○○（長女）は、いつもお母さんのことを気にかけてくれて家族でよく遊びに来てくれること感謝しています。２人とも私の大切な宝物です。

○○（長男）、○○（長女）よ、今後は私に代わり私の最愛の妻をよろしく頼みます。

いつまでも家族仲良く支えあって暮らしてください。みんな私の大切な家族なので、いつまでも幸せに暮らしていけるよう天国で見守っています。

ポイント4　遺留分について知ろう！

「遺留分」は、民法で定められている一定の相続人（下記）が最低限相続できる財産のことです。

本来の相続制度は、残された家族の生活を保障するため、残された財産は家族が協力して作り上げたものだからそれを家族へ分配するため、被相続人の財産は相続人が受け継がれるはずだという期待権を保護するためにあります。

もし、遺言者が法定相続人でない人に全財産を遺贈した場合、それらの権利が侵害されるために、兄妹姉妹以外の法定相続人については相続財産の一定の割合について確保されています。

遺留分を取り返す権利を行使するかは自由であり、行使する場合は「遺留分減殺請求」を相続人が手続きする必要があります。遺留分減殺請求は、遺留分の侵害を知ってから１年以内、知らない場合でも相続開始から１０年以内で権利を失います。

遺留分を請求できる人

法定相続人のうち、配偶者・直系卑属・直系尊属には「遺留分減殺請求」の権利が与えられています。傍系親族には、遺留分減殺請求の権利はありません。

直系卑属とは------- 被相続人より後の世代で直通する系統の親族のこと（養子も含む）
例）子や孫など

直系尊属とは------- 被相続人より前の世代で直通する系統の親族のこと（養父母も含む）
例）両親、祖父母など

傍系親族とは------- 共同の祖先を通じて繋がる系統の血縁者のこと
例）兄妹姉妹、叔父や叔母など

遺留分の割合

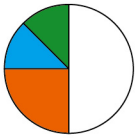
直系尊属（父・母）のみが相続人である場合は、法定相続分の３分の１、
その他の場合は、それぞれの相続人の法定相続分の２分の１と定められています。

請求できる遺留分の割合



妻＋子

（妻）法定相続分（遺産の 1/2）×1/2=1/4
（子どもA）法定相続分（遺産の 1/4）×1/2=1/8
（子どもB）法定相続分（遺産の 1/4）×1/2=1/8





妻＋親

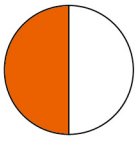
（妻）法定相続分（遺産の 2/3）×1/2=1/3
（父）法定相続分（遺産の 1/6）×1/2=1/12
（母）法定相続分（遺産の 1/6）×1/2=1/12





妻＋兄弟姉妹

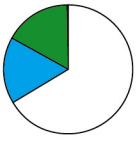
（妻）法定相続分（遺産の 3/4）×1/2=1/2
（被相続人の兄）遺留分の請求権なし
（被相続人の妹）遺留分の請求権なし





親（配偶者・子がいない場合）

（父）法定相続分（遺産の 1/2）×1/3=1/6
（母）法定相続分（遺産の 1/2）×1/3=1/6



ペンにとって考えをまとめてみましょう。

あなたが遺言書をつくるとしたら主な目的はどんなことですか？

例 争い防止。家族の安心のため。

付言事項で書き残すことはどんな内容ですか？

例 妻への感謝。争わないでほしい旨。

遺言書を作成するにあたって知りたいこと、聞いておきたいことはありますか？

例 争わないための書き方は？　遺留分対策は？

遺言書を作成するにあたり何か心配がありますか？

例 実現されるか確認してほしい。

※チェックにあてはまった人、遺言書の作成を考えている方は、まずはお電話にてご相談ください。

6. 賢い生前贈与とは？

まずはチェックしてみよう！

- 無駄な相続税を払いたくない。　□YES　□NO
- 相続時のトラブルを回避したい。　□YES　□NO
- 特定の人に資産を渡して想いを伝えたい。　□YES　□NO
- 子どもや孫が家を建てる時に力になってあげたい。　□YES　□NO
- 長年連れ添った配偶者に家をあげ、安心を与えたい。　□YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　賢い人は皆やっている「生前贈与」

あなたは誰に財産を贈与したいですか？妻？子ども？孫？贈与したい理由は？お礼をしたいから？節税のため？有効に活用したい？家族をトラブルにさせないため？

賢い人は皆、計画的に生前贈与をしています。あなたのその想いが実現されるよう具体的な実例を紹介しましょう。

生前贈与によって得られる効果と押さえておくべきリスク

効果

受贈者１人当たり年間 110 万円までは贈与税がかからず、相続財産を減らせる。
相続時精算課税制度を活用すると 2500 万円まで無税で贈与することができる。
20 年連れ添った夫婦には 2000 万円までの居住用不動産の贈与税が控除できる。
教育資金の一括贈与を使うと、受贈者１人当たり 1500 万円までの非課税贈与ができる。
住宅取得資金として贈与すると、700 万円、もしくは 1200 万円の非課税枠ができる。（特定の期間あり）

リスク

贈与後３年以内に贈与者が死亡した場合、贈与財産が相続財産に加算されてしまい、相続税額を減らすことができない。
相続時精算課税を利用すると、暦年課税制度を利用できない。
相続時に小規模宅地の特例が受けられない。
教育資金の使い残しがある場合、その残った額分の贈与税を払わなければならない。

生前贈与の使い方

①住宅取得等資金の贈与

●親、もしくは祖父母からの住宅資金の贈与を受けた場合

祖父母・父母から子ども・孫へ住宅を購入するための資金の贈与があったときは、次の金額まで贈与税は非課税とされています。

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	省エネ用住宅	左記以外の住宅
平成 28 年１月～平成 32 年　３月	1200 万円	700 万円
平成 32 年４月～平成 33 年　３月	1000 万円	500 万円
平成 33 年４月～平成 33 年 12 月	800 万円	300 万円

②教育資金の贈与

●親、もしくは祖父母からの教育資金の一括贈与を受けた場合

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与したときに、子・孫一人当たり 1500 万円までを非課税とする制度です。

③配偶者に対する居住用不動産の贈与

●婚姻後 20 年以上の配偶者に居住用不動産の贈与を受けた場合

贈与税の配偶者控除は 2000 万円まで贈与税が非課税となりますが、もし 1000 万円の贈与を行い、まだ 1000 万円の枠が残ったとしても、後日 1000 万円の枠を使えるわけではありませんので注意が必要です。同じ配偶者に対して一生に一回の贈り物です。

④相続時精算課税

●60 歳以上の父母または祖父母から、20 歳以上の推定相続人である子または孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。贈与税の額は、複数年にわたり利用できます。控除額は2,500万円。ただし、前年以前においてすでにこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。

⑤結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与

●平成 27 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの間に、20 歳以上 50 歳未満の方が、結婚・子育て資金のために、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の父母や祖父母などから次のいずれかを満たす場合には、信託受益権又は金銭等の価額のうち 1,000 万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して『結婚・子育て資金非課税申告書』を提出することにより贈与税が非課税となります。

⑥基礎控除をうまく利用する（= 原則はこの方法です！）

●暦年贈与には、1 年間に 110 万円の基礎控除があります。年間 110 万円までの贈与であれば、贈与税は課税されません。贈与税の基礎控除 110 万円は毎年利用することができるため、毎年コツコツと生前贈与をしていくことで相続税対策の効果が大きくなってきます。

成功事例

●住宅取得資金の贈与、基礎控除を利用してうまく節税効果が得られた A さんの例

病気を機に、自分の死後に残された家族のこと、相続のこと、相続にかかる税金のことを考え始めた A さん。家族のことを考えたうえで生前にできる節税に取り組みました。マイホーム建築予定中の子どもの住宅資金（エコ住宅）に 1000 万ずつ（計 2000 万円）、基礎控除を利用して妻、子ども 2 人に毎年 300 万ずつを 10 年間（計 3000 万円）を続け、合計で 5000 万円の資産の圧縮を行うことができました。（5000 万円以外の資産にもよりますが、5000 万円の資産を圧縮すると相続税は 800 万円の節税になります!）相続時の遺言ではなく、生きているうちに贈与を行うことで、贈与に対する想いを伝えて渡すことで、妻や子どもの喜ぶ顔を直接見ることができ、相続対策をしてよかったと思えました。

●配偶者控除を利用してうまく節税した B さんの例

相続について考え始め、自己の名義で購入した自宅を、配偶者控除を利用して妻と共有名義にすることにした B さん。評価額 5000 万円の土地に住んでいる場合、生前に持ち分の 5 分の 2(2000 万円分) を贈与すれば、贈与税を課税されることなく財産を減らすことができます。

贈与税の配偶者控除を利用したことで残りの持ち分の 3000 万円に相続税がかかることになります。相続税の節税をすることができただけではなく、土地の持ち分を贈与したことで、妻には感謝の想いも生まれ、幸せな生前対策を行うことができました。B さんは長年連れ添った妻に少しは恩返しできたかなと感じました。

●相続時精算課税を活用した C さんの例

「息子が家を建てるために現金 2000 万円の贈与を考えていましたが、贈与税がいくらかかるのか心配でした。相続時精算課税について教えてもらい、相続税の計算をしていただいたところ、相続税がかからない見込みなので、相続時精算課税を利用することになりました。相続のことを考えるきっかけにもなりました。」

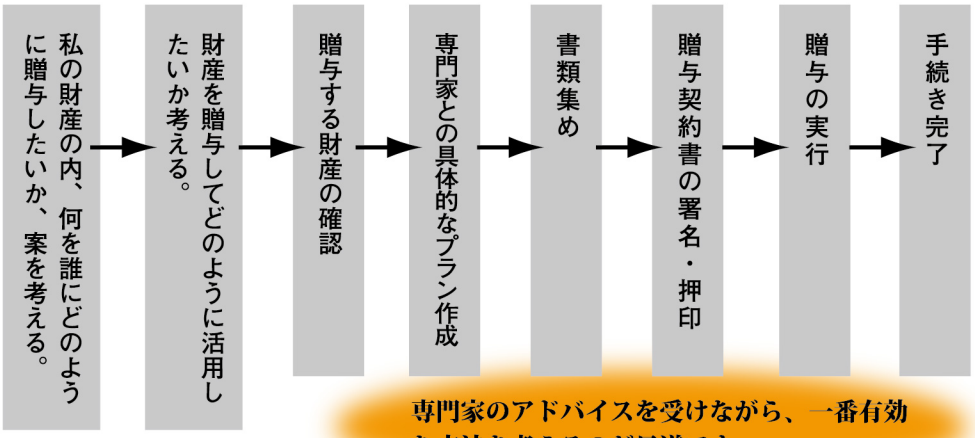
●教育資金の一括贈与を利用されたＤさんの例

「教育資金に限定して贈与できるところが気に入り、教育資金の一括贈与を孫のために利用しました。教育資金として使える範囲についてもしっかり説明があり、安心してお願いできました。子どもからも大学まで安心して行かせることができると大変感謝されました。」

●結婚・子育て資金の一括贈与を利用したＥさんの例

「孫二人の結婚資金のために一括贈与制度を使いました。人生の一大イベントである結婚式と新生活に必要な資金にも使える点で選びましたね。」

■生前贈与の手続きの流れ



ペンにとって考えをまとめてみましょう。

誰に贈与したいと考えていますか？

例　孫。　長男の嫁。

何を贈与しますか？

例　現金。　不動産。

贈与した財産をどのように活用してほしいですか？

例　将来の生活。　学費。

この手続きを利用するにあたって知りたいこと、聞いておきたいことはありますか?

例　いくら贈与するのがいいか？

※この手続きを進めるにあたって何か心配や障害と思うことはありますか？
生前贈与は持っている資産の評価、種類、家族構成、家族関係、どんな結果を得たいかによって有効な手段が全く変わってきます。生前贈与は人それぞれ。あなたの家族にとって一番いい方法は？　チェック項目にあてはまる方、わが家の生前贈与について費用やメリットが気になる方は今すぐ、元気なうちにお電話ください。あなたのその想いを実現させるために、相談の予約をお申込みください。

7. ご存じですか？ こんなに使える生命保険の活用の仕方

まずはチェックしてみよう！

- 不動産が資産のほとんどを占めていて、平等に相続できない。
  □YES　□NO
- 相続税がかかりそうだが、納税資金分の現金を用意できない。
  □YES　□NO
- 特定の相続人に確実にお金を相続させたい。
  □YES　□NO
- 節税しながら、資産を増やしたい。
  □YES　□NO
- 使わない定期預金がある。
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　生命保険活用による３つの対策

相続争いの原因は、特定の者への生前の優遇や、不公平な遺産分割、被相続人と同居していたかどうか、介護等の金銭の負担など多岐にわたります。争いになることで、無駄な税金を払ったり、調停や審判など争いの費用がかかったり、家族の仲が悪くなるなどメリットはどこにもありません。

相続争い対策では、遺言書がよく活用されますが、「生命保険」を活用することによって、争族対策・節税対策・納税対策が可能です。財産の内容、相続人の数、被相続人の状況によって活用方法は大きく変わってきますが、あなたにあった生命保険を利用した相続対策を行いましょう。

生命保険の活用によって得られる効果と押さえておくべきリスク

効果

受け取る保険金額の内、法定相続人 ×500 万円まで相続税が非課税となる。
生命保険に加入した時点で保証が受けられるので、すぐに将来の現金を準備したことになる。
遺産分割協議に影響されることなくすぐに受け取れる。

リスク

年齢や健康状態によっては、終身保険への加入ができない恐れがある。
保険料の負担者と保険金受取人の関係性で課される税金の種類が変わる。
一次相続のみを考えて加入すると、二次相続で多額の相続税がかかるおそれがある。

生命保険を使って得をする方法

相続対策として生命保険を活用するメリットは、以下の３つがあります。

①遺産争続対策　②財産評価引き下げ（非課税枠活用）　③納税資金準備

①遺産争続対策

相続人が複数いる場合、兄弟など家族で権利を巡って争いが起きるケースがあります。不動産の場合はすぐに分割できず、争いの元となります。それに対して生命保険の死亡保険金は受取人固有の財産であるため、遺産分割協議の対象外となります。特定の相続人だけに財産を残したいという場合に活用できます。生命保険であれば、受取人を指定することで、遺言と同じように相続人を指定するのと同じ効果が得られます。複数の受取人を指定することもできますので、相続財産を分割しづらいときに活用できます。

実務コラム

争続対策活用例：A さんの財産は長男と同居している自宅の不動産と約 1000 万円の預金。相続財産中、不動産が大きな割合を占める場合には、公平に遺産分割をすることが難しいものです。そこで相続対策のために生命保険を活用した A さん。不動産を長男が取得し、長男が他の相続人に相当の現金（代償金）を支払って、遺産分割のバランスをとります。これを「代償分割」といいます。そして、この代償金の支払いに生命保険の保険金を充てるのです。この場合の保険金の受取人は不動産を相続する長男にして、生命保険に加入します。

事前に子どもたちとよく話し合い、その内容を遺言書と生命保険で準備しておいたことで、円満な遺産分割となりました。

②財産評価引き下げ（死亡保険金の非課税枠を活用する）

死亡保険金の非課税の限度額は「500 万円 × 法定相続人の数」となります。生命保険の控除額により相続財産の評価額を下げることができます。例えば、法定相続人が 3 人いると 1,500 万円の控除を受けることができます。

現金でそのまま持っているとその金額が相続税の対象になりますが、生命保険の死亡保険金で受け取ると、それだけで控除を受けることができ有利になります。

実務コラム

こんなに！節税成功例：法定相続人が妻、子 2 人の A さん。財産は不動産が 5000 万、現金預金が 3000 万。一時払い終身保険の 1500 万円の非課税枠を活用し相続税を 180 万円から 85 万円に抑えることができました。A さんが生命保険を活用してくれたことに子どもたちは感謝しました。

③納税資金等の準備

遺産のほとんどは不動産で現預金は少ないといった場合、不動産の評価額によって多額の相続税を納付しなければならないケースがあります。この場合、相続税の納付は現金一括が原則ですから、現預金が少ない場合には不動産の売却をするなどして相続税を支払うことになります。通常相続財産は、遺産分割協議が終わるまで凍結されてしまいます。そのため、受け取るためには相当時間がかかります。それに対して生命保険の死亡保険金なら受取人を指定することができ、書類を用意するだけで、通常 1 週間程度で受け取ることができます。相続発生直後はなにかと現金が必要です。

実務コラム

納税資金対策例：資産のほとんどが不動産で、子どもたちが相続税の納付する際の資金を心配しているＡさん。そこで生命保険を活用し、相続税の納付資金を確保することができました。また、葬儀費用も保険金から準備することができ、子ども達も安心してお父さんを見送ることができました。生前に相続税納付の準備をしておけば、受け取る側も安心されます。

生命保険加入のポイント（…私でも入れる？）

皆さんは、「終身保険」という名前はご存じかと思います。終身保険というのは、その名の通り、保障が一生涯続く保険のことです。保険料は通常毎月支払うものですが、契約時に一括払いすることもできます。生命保険というのは普通、健康に関する告知をして加入するものですよね。一時払い終身保険の場合は告知事項の条件を緩くして、加入可能な年齢も 0 歳～ 85 歳までと多くの方が加入できるように設計されています。また、一時払いをした場合、契約後は数年後で解約返戻金が支払った保険料を上回ります。例えば 1000 万円を一括で支払った場合、1200 万円ぐらいの終身保険に加入できるとします。支払った保険料は 1000 万円ですが、解約返戻金は 5 年後には 1005 万円、10 年後には 1030 万円、というように増えていくのです。解約返戻金を銀行預金と同じように考えれば、銀行の金利よりも高くなることも珍しくないので、まとまった資金がある人は一時払い終身保険を利用する人が多いです。

まとめ

- **支払った金額より、死亡保険金でもらえる金額の方が多い。**
- **死亡保険金の非課税枠により、節税できる。**
- **もしもの使いたいときにはすぐに解約できる。**
  →急な出費の際に保険契約を解約して「解約返戻金」を受け取ることができます。

実務コラム

こんな使い方もできます①相続税ではなく所得税にして節税！さらに年金をプレゼント！

相続対策例：保険契約者（保険料負担者）を子（保険料は親から子への贈与）、被保険者を親、受取人を子にすることで、相続税の対象にならず一時所得として所得税、住民税の対象となります。（受け取った保険金額から払い込み保険料と特別控除である 50 万円を差し引いた金額の 1/2 となり、最高税率は実質、約 25%）相続税が 30%を超える際は一時所得とした方が有利となる場合もあります。受け取り方を分割にすれば、年金のようにもらうこともできます。万が一の際は解約することも可能です。

こんな使い方もできます②保険料を贈与して生命保険をプレゼント！

節税とはいえ、毎年 100 万円単位のお金をそのまま贈与することに抵抗がありませんか？そのまま使われてしまったら‥‥‥、まだ学生なのに‥‥‥。このようにお金の浪費を心配される方は多くいらっしゃいます。しかし、生命保険を契約してしまえば、子どもは使うことができないうえに、死亡したときの死亡保障も得られます。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

あなたが生命保険を活用するとしたら、何のために活用したいでしょうか？

例　争続対策のため、資産を多く遺してあげたい。
　　節税のため、納税資金まで準備してあげたい。

※相続対策の保険は、必ず相続を得意とする保険のプロに話を聞きましょう。

8. 事業承継

まずはチェックしてみよう！

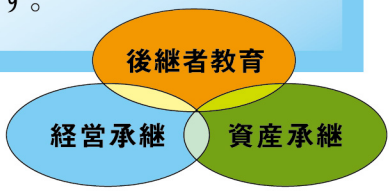
- 後継者は決めている。 □YES □NO
- 後継者を決めていない。 □YES □NO
- 後継者が今後もいない。 □YES □NO
- 引退の時期を決めている。 □YES □NO
- 現在の自社の株式の価格を評価している。 □YES □NO
- 株式の移転の方法を決めている。 □YES □NO
- 事業用に使っている代表者の不動産がある。 □YES □NO
- 会社への貸付金がある。 □YES □NO
- 連帯保証している債務がある。 □YES □NO
- 相続税対策をしている。 □YES □NO
- 定款に売渡請求の規定がある。 □YES □NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　「事業承継」＝『会社の経営』

「事業承継」とは、『会社の経営』を後継者に引き継ぐことであり、後継者に代表権を移すことではありません。

中小企業にとって、オーナー社長の経営手腕が会社の強みや存立基盤そのものになっていることが多く、「誰」を後継者にして事業を引き継ぐのかは重要な経営課題です。また事業承継は、単に「次の社長を誰にするか（経営承継）」という問題ではなく、会社の経営権そのものの「自社株を誰に引き継ぐか（資産承継）」「後継者教育をどう行うか（後継者教育）」という本質な問題にもつながっています。



事業承継対策によって得られる効果と押さえておくべきリスク

効果

取引先との関係維持。
事業が発展。
経営がスムーズに承継できる。
従業員の雇用の確保。

リスク

取引先からの経営の不安視。
事業が不安定に、最悪倒産。
お家騒動の発生。
株式分散、経営が第三者へ。
莫大な相続税、贈与税の発生。

対策せずに事業承継を迎えるとどうなってしまうのか？

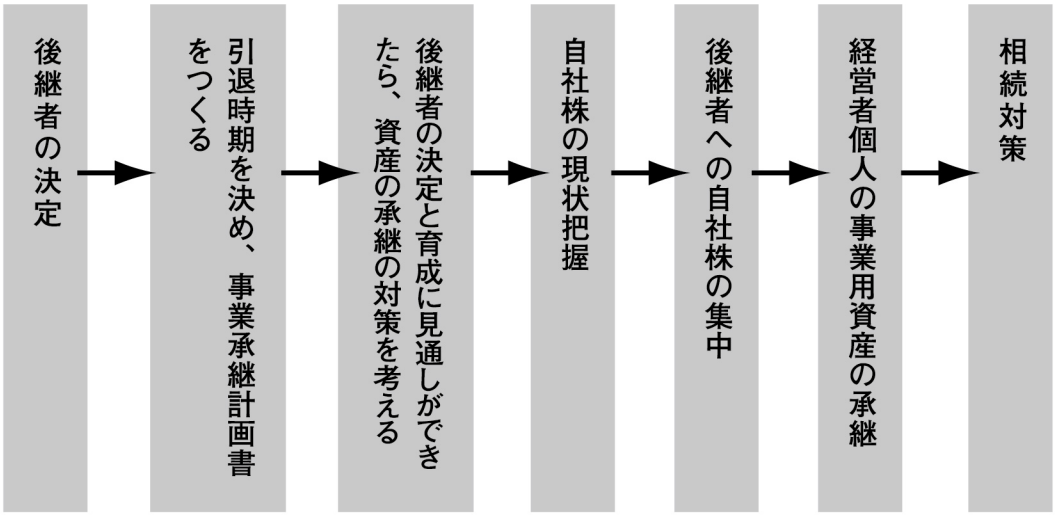
1. 後継者への事業承継対策を講じる前に経営者が急死

経営者（６５歳）が、後継者（４０歳・長男）への事業承継を考え始めようとしていた矢先に、脳梗塞で倒れ、急死。経営の知識も経験もないまま代表取締役に就く。経営の舵取りがうまくいかず、幹部社員が独立してしまう。取引先からも取引が切られ、売上にも影響する。同時に、相続問題が発生。会社は創業 30 年、順調に成長してきた中小企業だった。相続時に問題になったのは、株式と会社への貸付金の相続。莫大な相続税が発生し、相続税を払うための資金繰りをする羽目に。再び経営が落ち着くまでに８年以上の歳月を要した。

2. 株式が分散し、お家騒動に

家族経営で、25 年頑張ってきた。社員 25 人、売上も上々。子どもたち 4 人は全員、部門長についておるが、日頃から意見が合わず、言い争うこともあった。経営者（70 歳・100%株主）は、相続対策を講じようとするが、なかなか考えがまとまらず、目の前の仕事に追われ、対策ができずにいた。そんなときに体調を崩し入院。３ヵ月後に亡くなってしまった。会社の経営権を巡る遺産分割争いが発生。遺産分割がまとまらず相続調停事件へ発展。その間、リーダー不在の経営で、離職が続出。結果、4 人中 2 名が別会社を設立することでまとまるが、その間に出した赤字とトラブルが相次いだことにより取引先を減らし、事業を縮小することに。失ったお金と時間と人間関係は大きい。

■事業承継の流れ



成功事例　事業承継　解決事例・実践例

●株式を後継者に集中させる。　～資産の承継～

経営者Ａさん（60 歳）は、創業 30 年を節目に、後継者への事業承継を考えるようになりました。事業承継の専門家にコンサルティングを依頼し、事業承継計画を立て、後継者の選定、後継者教育のプランニングを済ませたところ、コンサルティング会社から「資産の承継」について説明を受けました。そこで自社の資産を調査し、評価を依頼したところ、株式が時価 2 億円、会社への貸付金が 3000 万円、事業用に使っている個人資産が 5000 万円との事でした。資産の価値について、Ａさんが思っていた以上の評価額で、もしこのまま相続が発生してしまうと 8000 万円以上の相続税になりますとの事でした。そこで、株式の評価額を下げるために生命保険に加入し、貸付金については、資本金に組み込み、事業用資産については、不動産所有会社を設立し、個人から不動産所有会社へ移転し、対策を講じることにしました。相続の納税資金も生命保険で対策。遺言書をつくり、遺産分割争いの起きないように準備を済ませました。Ａさんは、しっかり資産の承継について対策したことにより、ご自身で大切に成長させてきた会社の承継の目処が立ったことで、後継者の育成に集中できるようになったと満足されました。また、後継者とともに対策ができたことで、後継者へご自身が大切にしてきた想いも承継できたと感じています。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

事業承継について現在どのくらいの準備ができていますか？

例 事業承継計画書をつくっている。

事業承継について一緒に考えてくれる専門家はいますか？

例 法人事業承継専門の生命保険営業マンと司法書士に相談している。

事業承継を進めるにあたって不安に感じていることや、何か障害だと感じていることはありますか？

例 何から手を付けるべきかがわからない。

9. 家族信託を使った相続対策

まずはチェックしてみよう！

- 親が認知症になった後でも、相続税対策等の柔軟な資産の運用をしたい。

  □YES　□NO

- 自分が死んだら遺産を妻に遺して生活を保障したいが、認知症を発症した妻に代わり財産管理を担ってほしい。さらに、妻亡き後のその資産の承継先まで自分で指定したい。

  □YES　□NO

- 自分が死んだら後妻に遺産を遺したいが、後妻亡き後は、前妻の子に財産を渡したい。

  □YES　□NO

- 息子夫婦に子がいないので、息子に遺した遺産が将来、息子嫁の親族側に流失するのを避けたい。

  □YES　□NO

- 親が亡くなった後の障害のある子の生活を支援してほしい。

  □YES　□NO

- 老後も安定して不動産賃貸業や財産の運用を行いたい。

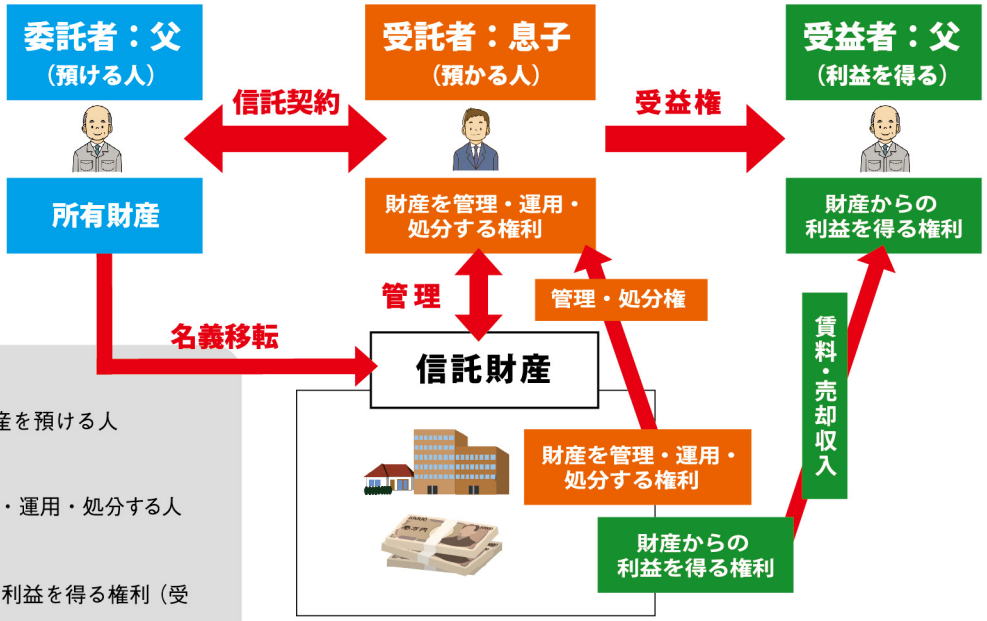
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　信託について知ろう！

「信託」とは、財産を持っている方が信託行為（遺言・信託契約など）によって、信頼できる人に対して現金・不動産・株式等有価証券などの財産を移転し、一定の目的に沿って特定の誰かのためにその財産（信託財産）を管理・処分する法律関係を指します。

その中でも、「家族信託」は、成年後見や遺言では実現できないことができる新しい方法です。商事信託のように信託会社を使わないので、「民事信託」とも呼ばれています。



委託者
財産の所有者、財産を預ける人

受託者
財産を預かり、管理・運用・処分する人

受益者
財産の運用･処分で利益を得る権利（受益権）を有する人

『信託』による効果の事例解説

「認知症」になった後では、自宅の売却が難しくなる。成年後見制度を使っても裁判所の許可が必要になり、また、任意後見でも任意後見監督人の意向に沿う必要があり、思い描いた通りにならないことがある。「家族信託」なら問題なく自宅の売却が可能である。財産を積極的に運用したい場合も成年後見制度ではできないが、家族信託なら契約内容に従って運用ができる。

「遺言」では2代先を指定することができない。財産を次の代は指定できても、次の次の代は指定できない。「家族信託」なら、自分が亡くなったら妻、妻が亡くなったら姪と、財産を引き継ぐ人を指定することができる。

『家族信託』による効果の事例解説（子どものいない夫婦のケース）

先祖代々の不動産があり、兄弟はいるが夫婦には子どもがいない。遺産は全て妻に譲りたいが、それだと次に妻が亡くなった場合、先祖代々の不動産がすべて妻の親族側に渡ってしまう。こういう場合、「遺言による信託」と「遺言代用信託」といった方法がある。

遺言の場合、本人の死後、受託者を兄弟（またはその子）にして財産を託し、その受益者を妻にして、妻の死亡により信託が終了するように定め、信託の残余財産の帰属先を兄弟（またはその子）に指定する。また、兄弟（またはその子）との間で契約による信託の設定をし、本人の生存中は受益者を本人とし、本人が死亡後、受益者を妻にするという生前から信託を行い、遺言と同じような効果が発生させる方法もある。こうすることで先祖代々の土地を承継させていくことができる。

家族信託に関する税金の種類

譲渡所得税

受益者が信託財産を保有しているものと考え、その収入も受益者に帰属します。よって財産を売却して利益が出れば、「受益者」が支払う必要があります。

登録免許税

不動産の所得権移転登記については、通常の所有移転に比べると、信託に関する登録免許税は比較的軽減されています。（※2019年3月31日までは、信託で登記する場合、土地は1000分の3、建物は1000分の4。売買で登記する場合、土地は1000分の15、建物は1000分の20）

固定資産税

行政に対する納税義務者は「受託者」になりますが、受託者は経費として、預かっている信託財産から納税額を支払うことになります。

相続税

受益者が亡くなり、その受益権が次の受益者に引き継がれた場合、あるいは受益者が亡くなったことにより信託契約が終了し、残余の信託財産が指名された者に帰属した場合、「相続」を原因として財産権が移転したとして、相続税の課税対象となります。

贈与税

受託者と受益者が同じ場合、財産の移転がなかったことになり、贈与税の対象外となります。受託者と受益者が異なる場合、信託契約を組成した時点で、委託者から受益者に対する贈与が発生したとみなされて、贈与税の対象になります。また、受益権を無償で第三者に譲渡した場合には、新しい受益者に対して贈与税が課されます。（※受益者が法人であれば法人税） 有償で受益権を譲渡した場合には、元の受益者に対して譲渡所得税が課されます。

10. 遺産の分け方（遺産分割）

まずはチェックしてみよう！

- もめないように遺産を分けたい。
  □YES　□NO
- 遺産の不動産を売却して現金に換えたい。
  □YES　□NO
- 親の面倒を見なかった相続人がいる。
  □YES　□NO
- 考えを合わせづらい。
  □YES　□NO
- 不動産しか大きな財産がない。
  □YES　□NO
- 話を聞かない相続人がいる。
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

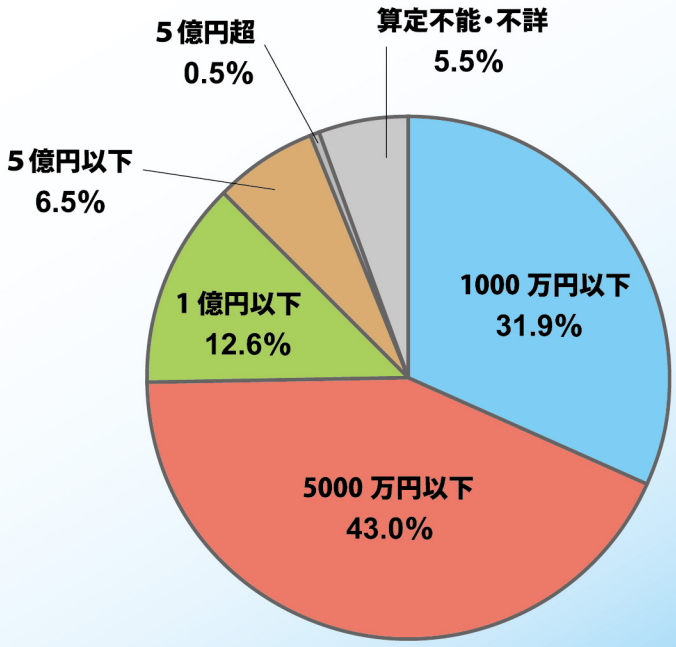
ポイント　“遺産争い”の大半は5000万円以下

あなたが亡くなった時、あなたの財産はあなたの相続人たちに引き継がれます。残された相続人たちはどのような形であなたの財産を分けるでしょうか？同居してくれた長男に家と土地？残りの財産は？その話し合いの場を想像してください。

「うちは財産がそんなにないから…」

しかし、遺産分割をめぐって争いになるほとんどは、5000万円以下の財産のご家庭で起こっています。あなたの家族にとって一番いい遺産分割の方法を考えてみましょう。あるいは、あなたが相続人の立場であれば、あなたのもとに相続は突然やってきます。亡くなった方が遺言書を残さずに相続が開始した場合に、相続人全員の話し合いで具体的に分配していくことになります。

■争いになった遺産の規模



どんな分け方があるのか？どのように手続きを進めていくのか？遺産分割協議書とは？あなたの家族にとって一番いい遺産分割の方法を提案します。

遺産分割における３つの分割方法

①現物分割

「現物分割」とは、この土地は長男に相続し、あの建物は長女にあげようといったように、遺産そのものを現物（そのまま）分ける方法です。現物分割では、各相続人の相続分きっかり分けることは難しいため、相続人の間で取得格差が大きい場合は、一部の資産を売却し、その売却代金で調整したり、自己資金で調整（代償分割）したりします。

②換価分割

「換価分割」とは、遺産を売却し、お金に換えた上で分割する方法です。現物分割では難しかった各相続人の法定相続分を、きっちり分割したい場合などは便利です。ただし、この場合遺産を処分しますので、処分費用や期間、譲渡取得税などを考慮する必要があります。

②代償分割

「代償分割」とは、土地や建物を長男が取得する代わりに、次男と三男には３００万円支払うなど、相続分以上の財産を取得する代償として、他の相続人に自己の財産（金銭等）を交付する方法です。

※何のためにきちんと「遺産分割協議」をする必要性があるか?

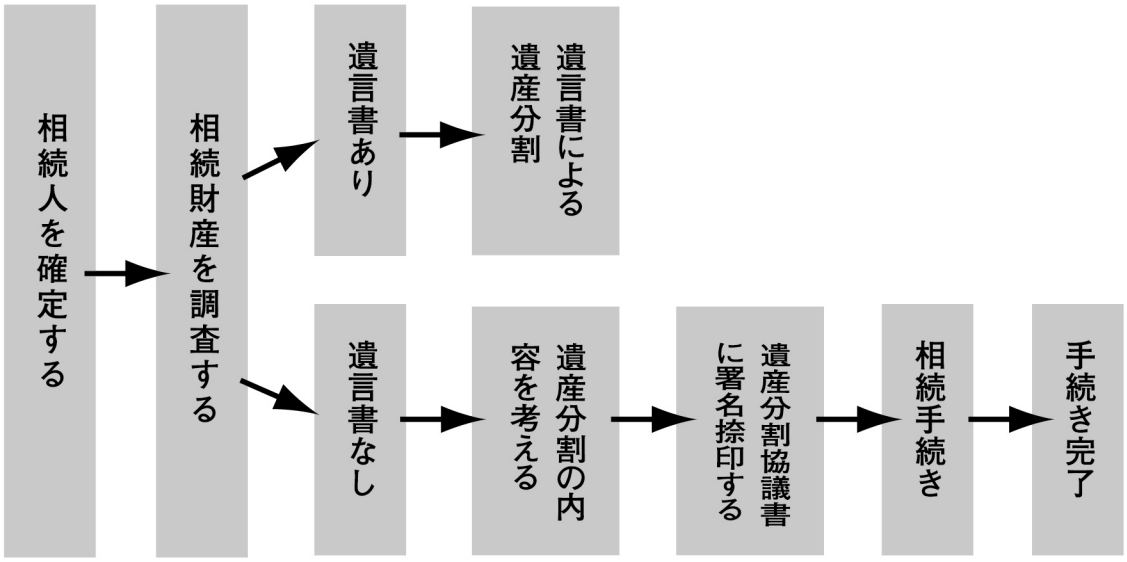
・相続が開始しているが、遺産の権利を確定させるために。

・不動産を売却するために名義を変える必要がある。

・後で争いにならないように遺産分割協議書をつくっておきたい。うやむやに分けない。

・一部の相続人が相続財産を開示しないでいるので、きちんと法的に手続きをしておきたい。

■遺産分割の手続きの流れ



事例紹介　遺産分割　解決事例・実践例

●相続登記を放っておいたら？　～祖父名義のままの不動産（実家）を相続して売却（相続人は孫たち8名）～

Ａさんは、父が亡くなったのをきっかけに実家を売却して、母を引き取り、売却代金は母の今後の生活費や介護の費用に充てたいと考えていました。Ａさんは、一人っ子だったので当然自分が相続するものと考えていましたが、不動産会社に売却の相談に行ったところ、「祖父の名義のままなので、名義変更をしないと売れない」と言われてびっくりしました。司法書士の元へ名義変更の相談へ行ったところ、今度は「相続人全員の印鑑がいる」と言われました。他の相続人とは、一応面識はあるものの、何十年も会ってませんし、ましてや「遺産の分割の話」を持ちかけるのは不安であり、精神的にもいい気はしませんでした。そこで、司法書士の先生から他の相続人に対し、手紙を送ってもらい、また、他の相続人たちもいい方ばかりで、快く「相続分はいらないよ」と言ってくれ、無事に実家を相続し、売却することができました。

●相続人間の不公平感「それぞれの気持ちを理解しあうことの大切さ」

～兄妹の内、父母の面倒を見ていた長男が遺産分けの話し合いを拒否（相続人は兄妹3人）～

相談者は、長男以外の相続人２人（長女、二男）からでした。父に続いて、母が亡くなりました。長男夫婦はずっと両親の介護をしてくれていて、長女、二男は本当に長男に感謝をしていました。そして、できる限り協力しようと月に １ 回は必ず父母の様子を見にいくようにしていましたし、お金の面でも病院代や施設費、治療費は３等分で負担していました。父母が亡くなり、半年が過ぎた頃、兄妹で集まる機会がありました。そろそろ落ち着いてきたので遺産分けの話しを口にしたところ、ものすごい剣幕でまくし立てられ、「お前たちに遺産はない !!」と言われ、そのまま話し合いができなくなってしまいました。長女、二男は財産が欲しいわけではなく、きちんと法律の手続きを済ませたかっただけだったのです。その後、遺産分割の調停を申し立て、調停の場で合意ができました。調停の場では、単に相続財産の分け方だけではなく、同居した兄にしか分からない苦労や父母に対する愛情が感じられ、長女と二男はあらためて長男に感謝することになりました。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

あなたが望む一番いい遺産分割の方法は？
この手続きを行うにあたって、一番重要なことは何ですか？

例　長男に家を継がせること。

ご家族全体にとって一番いい遺産分割の方法は？

例　家（自宅）は長男、預金の全てを妻に。

相続人の間で不公平に思うことはありますか？

例　親の面倒を見ていた。親と同居していた。

11. 相続登記はお済みですか？

まずはチェックしてみよう！

- 相続したけど、ずっと名義変更していない不動産を売却したい。
  □YES　□NO
- 相続人が多いため、顔も名前も知らない人がいる。
  □YES　□NO
- 海外に住んでいる相続人がいて、連絡するのも大変。
  □YES　□NO
- 相続人だった人も亡くなっている。
  □YES　□NO
- 先祖名義の不動産があるが相続したくない。
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　相続登記をしないでいると・・・

あなたが相続した不動産で、名義がそのままになっている不動産はないですか？

国税庁のデータでは相続財産の中で不動産が 43％を占めています。多くの方が不動産を相続されるのですが、相続登記は相続税の申告のように期限がないので、相続登記をせずにそのままにしておかれる方もいらっしゃいます。

相続した不動産を売ったり、お金を借りるために担保にしたりする場合は名義を相続人に変える必要があります。

相続登記をしないまま相続人の方が亡くなると、相続人の配偶者や子どもが相続人になります。どんどん相続人が増えていくことになり、手続きが煩雑になります。また、相続人が高齢になってきて認知症などで判断能力が無くなってしまったり、海外に移住したり行方がわからない場合は、名義を変えるために相続登記をする際に代理人を立てる必要があるため、期間がかかります。

相続登記しない期間が長くなればなるほど、手続きが煩雑に、費用が高額になる可能性が高くなります。

それでもあなたは相続登記をせずにそのままにしておきますか？

相続登記によって得られる効果、注意点、押さえておくべきリスク

効果　名義を変えることで、不動産の活用（売却、賃貸、抵当権設定等）ができる。

注意　相続人全員の委任状への記名押印（実印）、印鑑証明書が必要。口約束では名義変更できない。

リスク　相続人が亡くなると相続人が増えていくため、話がまとまりにくくなる。
相続人が認知症や不在の場合、代理人を立てる必要がある。遺産分割が思うようにできなくなる。
用地買収の話がきて、相続人の間で争いになる。
所有者と連絡が取れず、空き家や、畑・田が荒れ、責任問題となる可能性がある。
相続人に債務者がいた場合、債権者から差し押さえられる可能性がある。
緊急性のある災害工事等が遅れる。

相続登記をそのままにしておくと？

1. 不動産を売ったり、担保に入れてお金を借りたりすることができません。

売却や賃貸に出す場合は、登記されている所有者である必要があります。

2. 不動産を相続した人の権利が保全されません。

例えば、長男が不動産を相続すると話し合いで決めたとしても、登記をしていなければ第三者に抵抗することができません。

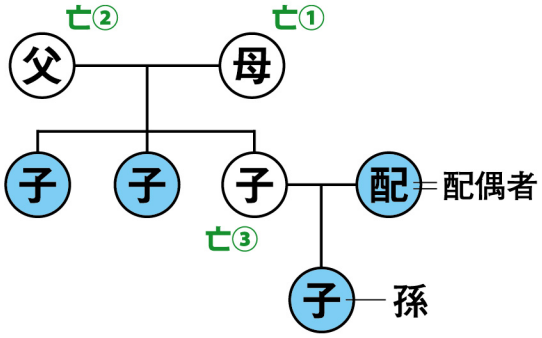
複数の相続人がいた場合、誰かが勝手に全てを売却することはできませんが、自身の持ち分だけ売却することは可能です。また、ほかの相続人が債務を負っていた場合、債権者がその相続人の持ち分を差し押さえることも可能です。

実務コラム

相続登記を放置していた例：相続人が増えることで権利が複雑になり、手続きが増えます。

相続人の方が亡くなると、その方の相続が発生し、相続人の数が増えることになります。例えば、父がなくなり、子どもたち３人が相続人だったが、相続登記をせずに子の１人が亡くなった場合、その配偶者や子どもにも権利が移りますので、３人だった相続人が４人に増えます。年数が経ち、相続が増えると、会ったこともないような人と遺産分割協議を交わさなければならないことになります。

権利関係が複雑になることで、相続登記にかかる期間や費用も高額になることがあります。



共有は絶対ダメ‼ 争いの元！

相続財産が不動産（自宅の土地、建物）だけの場合に、相続人１人の名義に登記すると不公平になるので、法定持分で分けて共有名義で相続登記をしようとするケースがあります。

例えば父がなくなり、相続人が兄と弟の２人の場合。相続財産が不動産のみなので、不公平のないよう 1/2 ずつの持ち分で共有名義に分けたとします。

一度相続登記を済ませてしまうと、後からどちらかの名義に変えようと思っても、持ち分の売買をするか、贈与税を払って持ち分を渡す形になります。

相続時点では問題がないかもしれませんが、兄が亡くなった場合、相続が発生し、兄の相続人（配偶者や子ども）も含めた共有状態となります。弟が亡くなってしまえば、配偶者の家族同士での共有状態になり、将来的な売却などの際に話がまとまりにくくなってきます。共有が有効なのは、相続した不動産をすぐに売却するときだけです。

あなたの家族のためにも、共有名義で問題を先送りしないようにしましょう！

※相続登記を先送りすることによるメリットはありません。私たち司法書士は、先送りにすることで争いやトラブルになるのを防ぐため、早めに相続登記を済ませることを啓蒙しています。

相続登記の流れと解説

①遺言書の有無を調べる

遺言書がある場合は、原則として遺言書の内容の通りの相続となります。
遺言書がない場合は、法定相続分で登記をするか、遺産分割協議書を作成して登記をすることになります。前述の通り、共有での登記は理由がない限り避けましょう。

②相続人の調査

亡くなった方の、出生から亡くなるまでの戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本一式の取り寄せを行います。

③相続財産の調査

遺産分割協議書を作成するにあたって、相続財産の目録を作成します。不動産、現預金、株式、借金等を調査します。

④遺産分割協議書の作成

相続人全員で話し合いを行い、どの財産を、誰がどれくらい相続するかを決めます。
相続人全員の署名捺印、印鑑証明が必要となります。

⑤相続登記の申請

必要書類が揃ったら法務局に提出し、登記を申請します。申請してから１週間から２週間で登記が完了します。

⑥書類のお渡し

相続登記完了後、書類のお渡し、ご説明を行います。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

相続人が誰かを把握していますか？

例 妻と子２人。

誰が相続するか?相続での話し合いはスムーズにまとまりそうですか?

例 県外の兄弟が相続分（お金）を主張しそう。

相続登記をするにあたって心配事や問題となりそうな事はありますか?

例 おばあちゃんが認知症気味である。

12. 調停・審判とは？

まずはチェックしてみよう！

- 相続人の中に仲の悪い人がいる。
  □YES　□NO
- 遺産分割協議でもめている。
  □YES　□NO
- 相続人の一人が親の財産を使いこんでいる。
  □YES　□NO
- 公平な相続ではないと感じている。
  □YES　□NO
- 一部の相続人が遺産を隠している。
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　「家庭裁判所」の役割

あなたの残された家族が、家族同士で争うことになったとしたらどうでしょうか？家族で争わないためには事前の準備・対策がとても重要で、準備をしていればほとんどの場合、相続トラブルは防げます。しかし、それでも争いに発展することはあります。

遺産分割協議の内容に納得できない、納得してくれない他の相続人がいる等、話し合いがまとまらない場合は中立・公正な立場で「家庭裁判所」に間に入ってもらい、お互いの言い分を聞いた上で、話し合いをまとめてもらう方法があります。ただ、遺産分割調停に持ち込まれた時点で、任意の遺産分割協議が合意できなかったか、できる状況ではなかったということなので、調停になった段階で、法定相続分以外の相続割合は事実上、難しくなってきます。

調停・審判によって得られる効果、注意点、押さえておくべきリスク

効果　調停委員と一緒に話し合いながら、協議を進められる。調停が成立すると確定判決と同一の効力を有する。

注意　管轄の家庭裁判所は、調停時は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または当事者の合意で定める家庭裁判所となり、審判時は相続開始地（被相続人の死亡地）を管轄する家庭裁判所に認められる。

リスク　調停ごとに１ヶ月程度の期間が空くのが通常であるので長期化し、相続税の申告期限に間に合わない可能性がある。
審判に移行すると法定相続分で分割になる。「家庭裁判所がその裁量によって相続分を増減することはできない」とされている。（※最高裁昭和 36 年９月２日判例）

『調停』を解説

「調停」の申し立ては、相手方の住所地 (複数いる場合には、そのうちの１人の住所地) の家庭裁判所、または当事者の合意で定めた家庭裁判所に申し立てます。

「調停分割」の手続きは、家事審判官１名と調停委員２名で組織される調停委員会が当事者の意見を聞きながら進めていきます。実質的には調停機関の関与する協議分割と言えます。

なお、申し立ては、相続人 (包括受遺者を含む) のうち、１人または複数から行い、また、申し立て人以外のすべての相続人 (包括受遺者を含む) を相手方とする必要があります。

実務コラム

Ａさんの父が亡くなり、しばらくして遺産整理の話が出てきました。母はすでに亡くなっているので、3人（長男、次男、Ａさん）の子が相続人となります。遺産は土地建物と預金でした。話し合いの中で、父の通帳を管理していた長男が、「父の財産はそれほど多くなかった。一番面倒を見ていた自分が全部相続する」と言い出しました。

Ａさんも次男も、長男の対応に不満を持っており、父の遺産を確認した上で、公平に分配して欲しいと思い、調停を申し立てました。

調停では裁判所から長男に対して父の遺産の詳細を明らかにするよう強い要請がありました。銀行の取引履歴を取り寄せ、預金の額を確認すると、全部合わせて約 1,000 万円あることがわかりました。

しかも、父が亡くなった前後で 500 万円引き出されていたことがわかり、その後の調停で長男も勝手に引き出した事実を認めました。

最終的に、預金を次男とＡさんが 500 万ずつ取得し、土地建物は売却し、売却代金を三等分することになり、遺産分割調停は無事終了しました。

『審判』を解説

遺産分割の「審判」の申し立て先は、調停と違い、相続開始地すなわち被相続人の最後の住所地の家庭裁判所の管轄とされています。ただし、調停の不成立によって審判に移行する場合は、通常、調停をしていた家庭裁判所が審判手続きを受けています。

審判による分割も非公開の手続でなされますが、調停と違い、話し合いではなく、家事審判官が職権で事実の調査および証拠調べを行い、当事者の希望なども考慮のうえで、分割の審判が下されます。

なお、審判に対し、不服のある当事者は、即時抗告をすることができます。即時抗告期間は、審判の告知を受けた日の翌日から起算して２週間であり、審判をした家庭裁判所に即時抗告の申し立てをします。

抗告審は高等裁判所で行われます。家庭裁判所の裁判官が，民法９０６条の分割基準に従って，遺産分割の仕方を定め，分割を実行する手続きです。話し合いでまとまらない場合であっても裁判所によって遺産分割の仕方を決めてもらえます。そして審判書を債務名義として強制執行ができる点などがメリットになります。その反面、審判官によって法律に従った分割がなされるので、(2) 協議分割や (3) 調停分割のように自由な分割内容を決めることはできない点がデメリットといえます。

遺産分割審判における分割（審判分割）は、合意に基づくものではなく、民法９０６条の分割基準に従って裁判官が決定するものです。

審判分割では、具体的相続分に即した共同相続人の間の均衡を考慮して、相続分に従った分割が行われなければならないとされています（最高裁事務総局家庭局「昭和４２年３月開催家事審判官会同概要」）。

要するに、遺産分割審判で認められるのは、法定相続分に基づく遺産分割です。

『期間』を解説

調停と審判を合わせて約66%が１年以内に終了しています。

毎月または２か月に１回のペースで開かれます。回数は６回から10回程度で終わること多いですが、３年を超えるケースもあります。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

どのような遺産分割の結果を望んでいますか？どのような遺産分割の方法であれば、あなたやほかの相続人は納得しますか？

例 不動産は私が相続し、預金を他の兄弟で分ける。

相手が納得しない理由は何だと思いますか？

例 介護してきた苦労（お金・時間）を理解してほしいと思っているから。

調停や審判をせずに話し合いをまとめる方法はどんな方法がありますか？

例 相続人全員で、専門家にモメないための具体的な相続の方法をアドバイスしてもらいに行く。

13. 遺言執行　～遺言を確実に実行してもらうために～

まずはチェックしてみよう！

- 遺言の内容をもめずに実行してもらいたい。
  □YES　□NO
- 残された家族の手間を少なくしてあげたい。
  □YES　□NO
- 信頼している人に遺言通りの内容をまとめてもらいたい。
  □YES　□NO

あなたに該当する項目はありましたか？

ポイント　遺言は“執行”こそが大事！

「遺言の執行」とは、遺言者が死亡して遺言の効力が生じた後に、遺言の内容をその通りに実行することです。「遺言執行者」とは、相続開始後、遺言者に代わって遺言の内容を実現する人をいいます。遺言執行者は、遺言の書かれている内容・趣旨にそって、相続人の代理人として相続財産を管理し、名義変更等の各種手続きを進めることになります。遺言執行者は、①遺言で指定された者、または、②家庭裁判所により選任された者、がなります。あなたの想いを確実に実行してもらいましょう。

遺言執行者になれる者

未成年者や破産者はなることができませんが、それ以外であれば誰でもなることができます。相続人が遺言執行者になることも可能ですし、信託銀行や司法書士等の第三者もなることができます。

遺言書の執行は財産の名義変更等、法律知識が必要な場合も多いため、不動産などの財産が多い場合は司法書士等の専門家に依頼された方が、相続人の方の負担が少なくなります。

①遺言で指定された者

遺言執行者は、「遺言」により指定をすることができます。遺言者は遺言で、１人または数人の遺言執行者を指定し、その指定を第三者に委託することができます。また、遺言の内容、作成された経緯など、総合的に遺言執行者の指定がなされていると判断できれば足り、必ずしも遺言執行者を表示する必要はありません。

遺言により指定の効力が生じても、指定された者には遺言執行者になるか否かについて判断する自由があります。

②家庭裁判所により選任された者

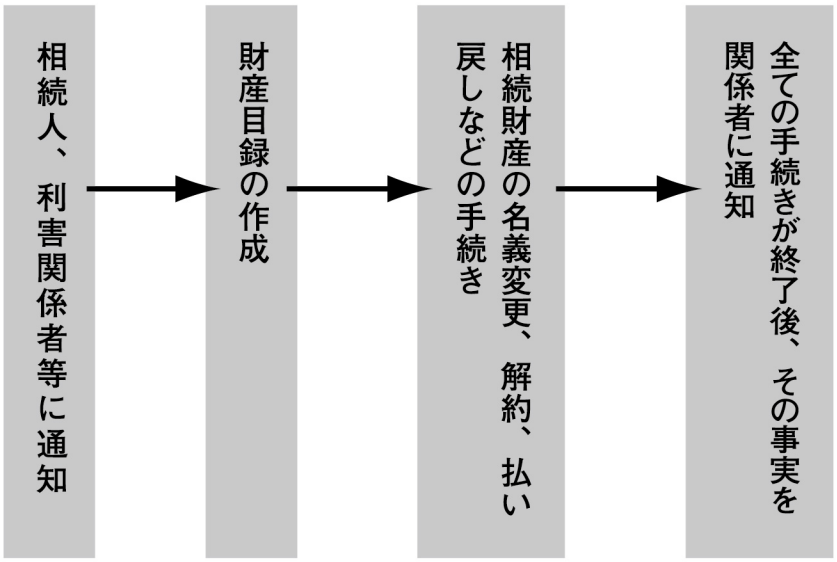
遺言執行者が指定されていない時や、指定された遺言執行者が死亡等によりいなくなった場合は、利害関係人の請求によって「家庭裁判所」で遺言執行者を選任することができます。

ここでの利害関係人とは、相続人、受遺者、これらの者の債権者または不在者財産管理人、相続債権者、および相続財産管理人等を言います。

家庭裁判所で、遺言の内容から遺言の執行を必要と判断すれば、遺言執行者選任の審判を行うことになります。

また、子の認知や相続人の廃除・取り消しを行う場合は遺言執行者にしかできませんので、必ず遺言執行者を指定する必要があります。

■遺言執行者の就任後の手続きの流れ



遺言執行者の権利と義務

遺言書の実現のため、遺言執行者にはどのような権限が与えられているのでしょう？

遺言執行者の権利

遺言執行者には以下のような権利が与えられています。

①相続財産の管理とその他、遺言の執行に必要な一切の行為をする権利

遺言執行者は「相続財産の管理とその他遺言の執行に必要な一切の行為」をする権限が与えられています。これはどのようなことでしょう？ 例えば金融機関へ相続財産の払戻しを請求する権利があります。金融機関は所定の手続きを経なければ払戻しを行いません。しかし、遺言執行者は遺言書の執行の範囲であれば金融機関への払戻し請求を行うことができます。また、遺言にて不動産を遺贈し、執行者が指定されていない場合、その遺贈に反対する相続人がいれば、その不動産の名義変更を行うことができません。しかし、遺言執行者が指定されていれば、執行者の権限にて不動産を遺贈された者とで登記を行うことができるのです。

②他の相続人がした相続財産の処分は無効

遺言執行者は遺言の執行の権限を持っています。しかし、遺言執行者以外の相続人が相続財産を処分してしまった場合はどうでしょう？ すでに処分されてしまった相続財産は、遺言の執行の対象外になってしまうのでしょうか？ この場合、遺言執行者以外の人がした処分はすべて無効となります。「無効」とはどのようなことでしょう？ 諸説ありますが、一番強力な場合は誰に対しても無効を主張することができ、また相続財産を元の場所に取り返すことができる、ということになります。

遺言執行者の義務

前頁のように遺言執行者は他の相続人に比べて強い権限を持っています。しかし、その反面、他の相続人に対して以下のような義務を負わなければなりません。

①善管注意義務

「善管注意義務」とは『善良な管理者の注意義務』の略です。通常の相続人は相続財産について「自己の財産と同一の注意義務」を負います。これは相続財産については自分の財産を扱うのと同様な責任を負う、ということです。それに対し、「善管注意義務」を噛み砕いて言うと、特定の立場の人が他人の財産を扱うレベルでの責任を負う、ということです。わかりづらいのですが、責任の重さは「善管注意義務」>「自己の財産と同一の注意義務」となり、遺言執行者は通常の相続人よりも相続財産の扱いについてより大きな責任を負うこととなります。

②直ちに任務を行う義務

遺言執行者はその指定を受けた場合、直ちにその旨を相続人に伝え、また任務を開始しなければなりません。理由があって遺言の執行の時期を先延ばしにすることは問題ありませんが、面倒である、時間がない、やりたくない、そもそも遺言執行者のする仕事について何も知らない、という理由では義務違反となるでしょう。

③財産目録の作成の義務

遺言執行者は相続財産について財産目録を作成し、相続人に開示しなければなりません。これは、他の相続人がどれだけの相続財産があるのかを知る権利がありますし、遺留分権の行使のためにも相続財産の額を知る必要があるためです。

④報告義務

遺言執行者は相続人から事務の進み具合について問い合わせがあった場合、その状況を報告する義務を負っています。また、全ての作業が終わった場合にも相続人への報告が必要となります。

⑤受取物の引渡しの義務

遺言執行者は遺言の執行のために受け取った金銭等は、他の相続人に引き渡す義務があります。例えば、他の相続人のために払い戻しをした金融機関の預貯金は、遺言執行人の責任にて他の相続人に正当に引き渡さなければなりません。

その代わり、遺言の執行のために支払った費用は、他の相続人にも負担してもらうよう請求することもできます。

ペンにとって考えをまとめてみましょう。

遺言執行者を選ぶのであれば誰を希望しますか？

例 紛争にならないよう第三者である専門家（司法書士）。

遺言執行者について聞いておきたいことはありますか？

例 「費用負担者」は誰になるのか？

遺言執行者に期待することは何ですか？

例 争うことなく遺言の内容が実現されること。

14. 相続法の改正でここが変わる。こう変わる。

1　配偶者の居住権を保護するための方策について

(1)　配偶者短期居住権

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得する。

1 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低６ヶ月間は保障）
2 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には、居住建物の所有者から消滅請求を受けてから６か月

(2)　配偶者居住権

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）を新設する。

1 遺産分割における選択肢の一つとして
2 被相続人の遺言等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

2　遺産分割に関する見直し等

(1)　配偶者保護のための方策

婚姻期間が 20 年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、原則として、計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。

→ このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われる場合が多い。
→ 遺贈や贈与の趣旨を尊重した遺産の分割が可能となる。（法律婚の尊重、高齢配偶者の生活保障に資する）

(2)　遺産分割前の払戻し制度の創設等

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、２つの制度を設けることとする。

※相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払い戻しが受けられる制度を創設する。

1 預貯金債権の一定の割合（金額に上限あり）については、家庭裁判所の判断を得なくても金融機関の窓口における支払いを受けられるようにする。
　※（相続開始時の預貯金債権の額（口座基準））×１／３×（当該払い出しを行う共同相続人の法定相続分）＝単独で払い戻しをできる額
　　（例）相続人：長男、次男の２名　預金６００万円　→ 長男　１００万円払い出し可
2 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。

3　遺言制度に関する見直し

(1)　自筆証書遺言の方式緩和の要点は、以下のとおりです。

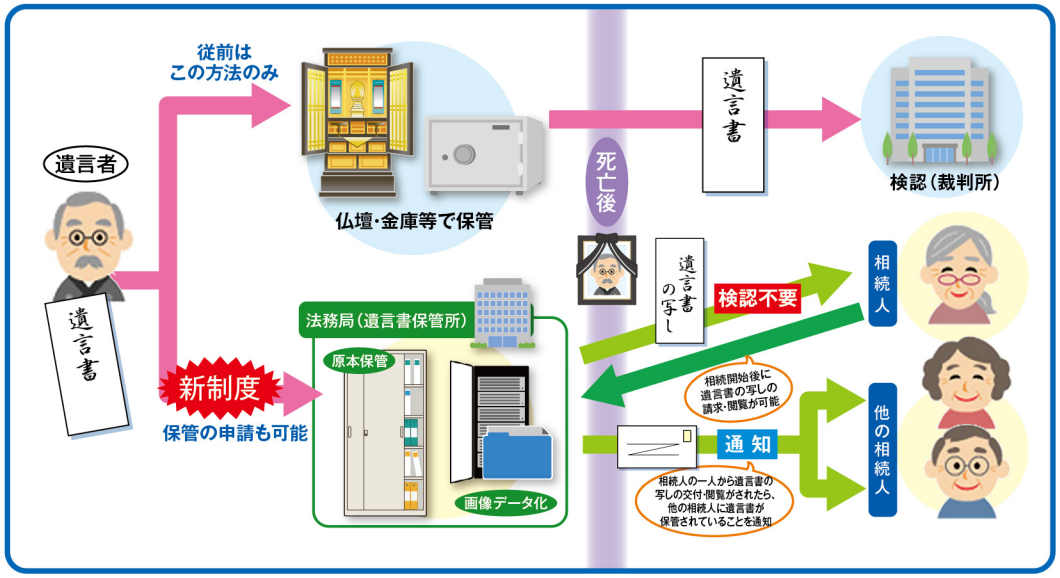
自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

4　法務局による遺言書の保管等に関する法律

現　状　・自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管することが多い。

問題点
- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。

対応策　・公的機関で遺言書を保管する制度を創設



5　その他

(1)　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が，無償で被相続人の療養看護等を行った場合には，一定の要件の下で，相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。

(2)　遺留分制度に関する見直し

①遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行法の規律を見直し，遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることにする。
②遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が，金銭を直ちには準備できない場合には，受遺者等は，裁判所に対し，金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を求めることができる。

(3)　相続の効力等に関する見直し

特定財産承継遺言等により承継された財産については，登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができるとされている現行法の規律を見直し，法定相続分を超える部分の承継については，登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないことにする。

あかりテラス の
相続ハンドブック

2017年12月23日 発行

著者　宮村和哉

発行人　宮村和哉

発行所　司法書士法人・行政書士　あかりテラス

〒861-8035 熊本県熊本市東区御領 2-28-14 大森ビルテナント 203

TEL　096-285-6841

URL　http://www.office-miyamura.com

DTP・デザイン・印刷サポート　.OneNation

『相続対策専門家によるトータル対応』『最適で具体的なご提案』





皆さんは、専門家をどのように利用していますか？ 質問に答えるだけの専門家は、専門家とは言いません。私たちは、相続・事業承継のコンサルタントとして、お客様お一人おひとりに具体的な提案をしています。相続・事業承継は１０人１０色、１つとして同じものはありません。具体的な質問でお客様のニーズを引き出します。

相続・遺言・事業承継セミナー開催実績多数！

毎月平均２回セミナーを開催しています。
(遺言セミナー、相続対策セミナー、保険会社向けセミナー、銀行向けセミナー、不動産会社向けなど)



年間無料相続・事業承継相談実績　毎年平均１０４件

多くの相続トラブルを見てきた経験から、遺言等生前対策を主に力を入れてます。なぜなら、円満な相続・事業承継にするには準備をしておく以外に方法がないからです。お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。









司法書士法人・行政書士 あかりテラス

有資格者

司法書士・行政書士
宮村和哉

司法書士・行政書士
草留志郎

宅地建物取引士
宮村 聡

相続が始まると、ご遺族の大きな悲しみにも関わらず、
多くの「相続手続き」が発生します。
普段は考えもしない複雑な手続きが必要となります。
そんな時、どんなことに気をつければいいか、
この本をお役立てください。

司法書士法人・行政書士 あかりテラス

●アクセス・事務所概要



住所　〒861-8035　熊本県熊本市東区御領２-２８-１４
大森ビルテナント２０３

TEL　096-285-6841　FAX　096-285-6941

Mail　office_miyamura@yahoo.co.jp

ホームページ　http://www.office-miyamura.com

あかりてらすくまもと　検索